

LIBRA

合併号
2020年 1・2月号

〈特集〉

いよいよはじまる 裁判手続のIT化

〈インタビュー〉

囲碁棋士 井山裕太さん





リブラギャラリー

謹賀新年

出張の楽しみの一つは、飛行機や車窓からの風景です。中でも、富士山の眺めは、何度見ても飽きることがありません。この日は五月晴れ。駿河湾から日本アルプスの遠くまで見渡すことができました。

会員 菅野 庄一 (39期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS
2020年1・2月合併号

新年のご挨拶

02 一陽来復 会長 篠塚 力

特 集

04 いよいよはじまる裁判手続のIT化

第1部：裁判手続のIT化・Q&A …… 山崎雄一郎・高梨滋雄

第2部：電子証拠とメタデータの問題 …… 櫻庭信之

インタビュー

20 囲碁棋士 井山裕太さん

ニュース&トピックス

24 ・西スラウェシ州訪問報告—弁護士活動領域拡大推進本部インドネシア部会—

・work with Pride PRIDE指標2019 ゴールド受賞とカンファレンス参加の報告

・シンポジウム「自治体職員必聴 まだ間に合う!民法改正と自治体実務」実施報告

・第34回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

連載等

30 常議員会報告 (2019年度 第8回)

32 臨時総会報告 (2019年度)

34 常議員会議長席から

・印象深い本年度常議員会の議題について 若松 巖

・常議員会副議長席からの景色 柴垣明彦

36 監事室から

・IT時代の弁護士会 加納小百合

・弁護士会の予算編成について 吉田 修

37 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
東京地方裁判所委員会報告「民事訴訟手続のIT化について」 内藤順也

38 もっと知ろうよ!オキナワ!

第25回 全国の単位弁護士会に沖縄部会ができることを目指して 藤川 元

40 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応

第100回 業務妨害対策と民暴対策 齋藤理英

41 今, 憲法問題を語る

第98回 天皇の代替わりについて法律家が押さえておくべきこと 棚橋桂介

42 近時の労働判例

第81回 東京高裁平成30年8月29日判決 (K社事件) 黄 英世

44 東弁往来: 第67回 下田ひまわり基金法律事務所 寺岡 俊

46 わたしの修習時代: 第一次オイルショック直後の後期修習 26期 鈴木利治

47 71期リレーエッセイ: 光と影を見た1年 菅原草子

48 心に残る映画: 『テイク・シェルター』 大津理宇

49 コーヒーブレイク

東京オリンピックのサーフィンのチケットは当たりませんでした。 渡邊孝太

50 追悼

51 会長声明

52 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

61 インフォメーション

新年
の
ご挨拶

一陽来復



東京弁護士会 会長 篠塚 力

謹賀新年
厳寒へと向かう中、
水仙の香りに
新しい春の息吹を
感じています。



1. 充実した会員支援態勢

東京弁護士会に新たに入会された会員の皆様には、改めてお慶びを申し上げます。

当会は、弁護士自治を維持し、会員の多様な要望を実現するために、80の委員会、23の法律研究部を擁し、研修及び相談態勢を整え、必要な各種施設を有しています。例えば、充実した図書館、会議室、相談室、執務も行える会員室、大規模な研修や集会も可能な講堂がありますし、各所で法律相談センターを運営し、4つの公設事務所の運営に関与しています。

例えば、「法改正や災害対応のための研修を受けたい」「刑事弁護、犯罪被害者支援、外国人の権利擁護、児童虐待、消費者問題、貧困問題、高齢者・障害者等、人権擁護の専門家になりたい」「最先端の法分野の専門家になりたい」「憲法や安全保障の問題に取り組みたい」「過疎地で役に立ちたい」という会員の要望には十分に答えられていると自負しています。

さらに、「NPOの活動と弁護士業務を融合した新しいモデルを作りたい」という新しい提案にも応

NEW YEAR 2020

えようとしていますし、「事務所の経営基盤を強化したい」「メンタルの問題で相談に乗って欲しい」という切実な要望にも対応しています。

ネット経由で受講できる研修や、当会独自の業務支援アプリ（弁護士虎の巻）などの用意もあり、皆様の活用をお待ちしています。

2. 財務改革の推進

当会は、これまで、全国単位会最大の会費収入をもとにして、各種の事業を展開してきました。特に、法律相談センターや公設事務所など、先陣を切って制度を立ち上げ、これらを支え、全国に誇るべき地位を築いてきました。

しかし、こうした取組による負担やIT化の急速な進展等の変化への対応のため、ここ3年間、当会は赤字決算が続きました。そこで、当会は、昨年度末に財政改革実現ワーキンググループ（WG）を組成して、財務態勢を再構築するための改革に着手しました。

3. 第一次答申書

同WGは、法律相談、事業費、システム・OA、組織検討、人件費、多摩支部、公設事務所という7つの分野を対象に検討を続けています。昨年12月に、各種の事業や活動の見直しにより年間6000万円を超える支出の削減を提言する第一次答申書をまとめました。同WGは、今後も2024年度までに全会員一律月額2000円、年間総額1億5000万円の会費減額を実現することを目指しています。

4. 財務改革の実行

現在のところ、委員会、会員そして職員の皆さんの協力により、ペーパーレス化の進行や職員の残業時間・休日出勤の減少等を実現し、前年度比では収支は徐々に改善しつつあります。

新年からは、いよいよ、財務の体質改善が本格化します。理事者会が各委員会に対し、「次年度予算編成にあたっては、過去3年度分の執行実績から2割カット」をお願いしたところ、すでに多くの委員会から様々な工夫を頂いています。

5. 会費負担・減免における公平推進

同時に、理事者会において、会員間の会費負担の不公平感を是正するための方策も検討しています。

第1に、健康に恵まれ資力のある先進会員に対する会費免除の段階的な見直し、第2に、メンタル等の傷病による会員の会費減免手続の負担軽減に向けた見直し、第3に、育休の利用時の会費免除手続の見直しです。

これらの実施方策を関連委員会に諮問して、実行可能な段階まで検討し、次年度に引き継いでいきます。

日一日と温かみを増す陽射しのように、日々の改革に取り組む会員そして職員の皆さんの真摯な努力に希望を見出し、後世の会員にも理解される財務改革を実現する所存です。

会員皆様のご協力を期待しております。

いよいよはじまる 裁判手続のIT化

裁判手続のIT化について、実現はまだまだ先の話と考えられていた会員も多いかと思います。しかし、いよいよ2020年2月から東京地裁を含む一部の裁判所において「ウェブ会議等を活用した争点整理」の運用が開始されることになりました(下記「お知らせ」参照)。そこで、本号では目前に迫った裁判手続のIT化について特集します。

本特集の第1部(5頁以下)では、当会の民事訴訟問題等特別委員会山崎雄一郎前委員長と民事司法改革実現本部高梨滋雄事務局次長に、裁判手続のIT化についてQ&A形式で解説していただきました。

「そもそも裁判手続のIT化で何が変わるの?」「IT化はどのように進められるの?」「今回運用が始まるのはどういう手続?」「どのような準備が必要となるの?」といった疑問に対し、予備知識のない方にも分かりやすく解説されています。

第2部(13頁以下)では、デジタル・フォレンジック研究会(IDF)理事の櫻庭信之一弁会員

に、電子証拠に関する問題について解説していただきました。

裁判手続のIT化に伴い、電子メールや画像ファイルなどを証拠として提出する際に、「紙」に印刷したものではなく、電子データそのものをオンラインで提出することが増えてくるものと思われます。そうした「電子証拠」の特殊性(紙の証拠との比較、メタデータとは何か)、取扱い上の注意点などについて、丁寧に説明していただいています。電子証拠の改ざんを見抜くためのノウハウにも触れられています。

いずれも、今後進められていく裁判手続のIT化に対応するために必要となる知識が満載されています。是非ご覧ください。

(LIBRA 編集会議 富田 寛之, 西川 達也)

CONTENTS

第1部：裁判手続のIT化・Q&A	5頁
第2部：電子証拠とメタデータの問題	13頁

【お知らせ】

民事訴訟においてウェブ会議等を活用した争点整理の新たな運用(フェーズ1)については、下記の裁判所において、令和2年2月3日(月)から順次開始されます。

知的財産高等裁判所、東京地方裁判所本庁(※1)、大阪地方裁判所本庁(※2)、名古屋地方裁判所本庁、広島地方裁判所本庁、福岡地方裁判所本庁、仙台地方裁判所本庁、札幌地方裁判所本庁、高松地方裁判所本庁

※1 1部、4部、7部、8部、11部、19部、22部、29部、31部、33部、36部、37部、39部、40部、41部、42部、44部、45部、46部、47部及び48部

※2 3部、4部、8部、9部、11部、12部、13部、15部、16部、18部、21部及び26部

◎民事訴訟手続のIT化の情報については、随時、当会メールマガジン、当会会員サイトおよび日弁連会員サイト(https://www.nichibenren.jp/opencms/opencms/kaimujoho/juyokadai/minji_it/index.html)でお知らせしておりますので、ご確認ください。

第1部

裁判手続のIT化・Q&A

民事訴訟問題等特別委員会前委員長 山崎 雄一郎 (47期)
民事司法改革実現本部事務局次長 高梨 滋雄 (60期)



山崎雄一郎

高梨滋雄

(*) 本記事中で述べられている意見は、執筆者らの私見であって、東京弁護士会及び執筆者らが所属する東京弁護士会の委員会等の組織の見解ではありません。

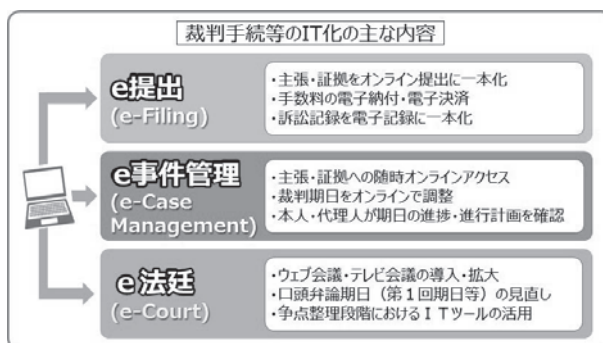
Q1 裁判手続のIT化とは、どのようなものなのですか？

A1 裁判手続のIT化とは、民事訴訟手続をインターネットなどのIT (Information Technology) を活用して実施することをいいます。

この裁判手続のIT化の内容は、既に裁判手続のIT化が実現されている諸外国の実施状況に照らすと、以下の3つの要素から構成されているとみることができます*1。

- ① 訴状、答弁書、準備書面等の裁判書類及び証拠を電子情報でオンライン提出するe提出 (e-Filing)
- ② 口頭弁論期日、弁論準備手続期日などの裁判手続を当事者等の裁判所への出頭に換えてテレビ会議やウェブ会議を活用して実施するe法廷 (e-Court)
- ③ 裁判所が管理する事件記録や事件情報につき、訴訟当事者本人及び訴訟代理人の双方が、随時かつ容易に、訴状、答弁書その他の準備書面や証拠等の電子情報にオンラインでアクセスできるe事件管理 (e-Case Management)

我が国では、裁判手続のIT化のフェーズ1 (Q&A 4を参照) が、現行法下におけるウェブ会議であることから、口頭弁論期日などの裁判手続を当事者等の裁判所への出頭に換えてテレビ会議やウェブ会議を活用して実施するe法廷 (e-Court) が、裁判手続のIT化の重要な要素であるかのような印象を受けている方もいらっしゃるかもしれません。



* 裁判手続等のIT化検討会「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ—「3つのe」の実現に向けて—」18頁から引用

しかし、既に裁判手続のIT化が実現されているアメリカ、韓国では、e法廷 (e-Court) が可能であっても、実際は、ほとんどの訴訟で、弁護士が、裁判所に出頭して対面で議論し審理しているそうです*2*3。

このことからすると裁判手続のIT化の本質的要素は、むしろ、e提出 (e-Filing)、e事件管理 (e-Case Management) であって、e法廷 (e-Court) は、弁護士が裁判所に出頭することが通常であるが、出頭しないでウェブ会議などを活用して審理することもできる制度と理解したほうが良いように思われます。

Q2 裁判手続のIT化は外国ではどのようになっているのでしょうか？

A2 多くの国において既に裁判手続のIT化が実現されており、我が国は裁判手続のIT化に関しては大きく遅れた状態にあります。

* 1: 裁判手続等のIT化検討会「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ—「3つのe」の実現に向けて—」7～11頁
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf>

* 2: 第21回弁護士業務改革シンポジウム基調報告書56頁 イリノイ州についての報告

* 3: 大阪弁護士会 韓国・ソウルIT化視察団「韓国・ソウルの裁判手続のIT化の現状に関する調査報告書」14頁

アメリカでは、1990年代前半からe-Filingへの取り組みが始まっていて、2002年からは州によって対象事件、システムは異なりますが、地方裁判所に対する事件の申立て・書面の提供を電子的に行うことができるようになっていきます*4。

アジアでは、シンガポールが先進的で、1998年からe-Filingへの取り組みがなされており、2013年からはe-Filingだけでなく、裁判所と弁護士間のメール連絡、ビデオ会議など民事訴訟全般が電子化されています(Electronic Litigation System)*5。

韓国では、2011年から民事通常事件についてe-Filingが開始されており、2015年の時点で約60%の民事訴訟がe-Filing、e-Case Managementの訴訟手続によって実施されています*6。

EUではドイツが裁判手続のIT化への取り組みが遅れていましたが、2005年の民事訴訟法改正により、当事者と裁判所間の書類の提出は電子文書によることができるようになっており、2022年には弁護士、公官庁などの裁判所への申立て等の手続は、原則として、電気通信手段によってのみ認められるようになることが予定されています*7。

これらの外国に比べると、我が国では、2006年に導入され年間9万件以上が利用されている督促手続オンラインシステム*8を除いて、裁判手続のIT化はほとんど進んでいません。そのため、我が国の民事司法は、裁判手続のIT化に関しては、国際的にみて大きく遅れた状態にあるといえます。

Q3

なぜ我が国において裁判手続のIT化を進める必要があるのでしょうか？

A3

紙媒体の書面、証拠を準備し、持参または郵送する費用、時間、労力の削減、社会全体のIT化への対応の必要性、市民の弁護士へのアクセスの改善などの理由を挙げることができます。

裁判手続のIT化のメリットとしては、以下の4点を挙げるすることができます。

① 紙媒体の書面、証拠を準備し、持参または郵送する費用、時間、労力の削減

現在の民事訴訟では、審理のために紙媒体の書面と証拠を作成し、これを裁判所と相手方に持参、郵送、またはFAX送信しなければなりません。書面と証拠と電子情報にして、これらの電子情報を、インターネットを介してやりとりすることによって審理ができるようになれば、紙媒体の書面、証拠を準備し、持参または郵送する費用、時間、労力を削減して国民の民事司法利用の利便性の向上を図ることができます。

② 社会全体のIT化への対応の必要性

現在、我が国の社会全体においてIT化が進んでおり、さまざまな活動が、情報を紙の書類に記録して管理、保存するのではなく、電子化して保存、管理されていることが多くなりました。また、情報の流通も、紙の書類を郵送、FAXで送付するのではなく、インターネットを介して電子情報をやりとりすることによって行われるようになってきています。このように社会全体がIT化している状況において民事裁判をいつまでも書面、証拠を紙で保存、管理し、郵送、FAXでやりとりすることによって審理するというかたちで行おうとすると、例えば、電子情報として保存、管理、

*4：杉本純子「シンガポール・アメリカにおける裁判手続等のIT化」<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai2/siryou5.pdf>

*5：杉本純子「シンガポール・アメリカにおける裁判手続等のIT化」<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai2/siryou5.pdf>

*6：平岡敦「韓国における裁判手続等のIT化進展状況」<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai2/siryou4.pdf>

*7：笠原毅彦「欧州における裁判のICT化」<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai2/siryou6.pdf>

*8：2006～2008年の支払督促の件数とこれに対するオンラインシステム利用率は次のとおりである。2006年：44万0392件(25.2%) 2007年：36万4665件(32.0%) 2008年：38万8230件(38.9%) 司法統計「民事・行政 平成20年度 事件の種類と新受件数の推移 最高、全高等・地方・簡易裁判所」<http://www.courts.go.jp/app/files/toukei/041/004041.pdf> 会計検査院「会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書」http://report.jbaudit.go.jp/org/pdf/h20_system_z.pdf

使用されているものを裁判のためにわざわざ印刷して書証にしなければならないといったような不合理が生じ、民事司法が我が国においてガラパゴス化する危険があります。

③ 市民の弁護士へのアクセスの改善

現在、民事訴訟には代理人弁護士は出頭することが原則とされているため、業務の効率化のために法律事務所は裁判所への交通アクセスが容易な場所に集中する傾向があります。この法律事務所の偏在が市民の弁護士へのアクセスの妨げになっていることは否定しがたい事実です。裁判手続のIT化によりe法廷(e-Court)が実現すれば、代理人の出頭の必要がなくなるため、法律事務所の偏在を解消でき、市民の弁護士へのアクセスの改善が期待できます。

④ 裁判記録の保存、管理の効率化、確実化

裁判記録を紙で保存、管理するよりは、電子情報で保存するほうが、スペースを要さず、効率的で、かつ、複数のハードディスクで電子情報のバックアップをすれば、火事、自然災害などによる毀損のおそれも少なく確実です。

無論、裁判手続のIT化は、このようなメリットばかりではありません。実現にあたって検討しなければならない課題は少なくありません。

Q&A 10でご説明しますが、特に本人訴訟の民事訴訟全体に占める比率が高い我が国においてどのようにITに不慣れな本人による本人訴訟をサポートして市民の裁判を受ける権利を擁護するかは、裁判手続のIT化を実現していく上での大きな課題になります。

このほか、隣接土業等が、潜脱的に裁判手続に関与してくるのではないかと、IT化が裁判機能の大都市集中化を促し支部の統廃合につながるのでは

はないかという懸念も表明されており、これらの懸念にも対応していく必要があります。

Q4 裁判手続のIT化のフェーズ1とは何のことなのでしょうか?

A4 我が国では裁判手続のIT化をフェーズ1からフェーズ3までの3段階を経て実現する予定になっており、フェーズ1は、その第1段階です。フェーズ1では、現行法の下で、IT機器の整備や試行等の環境整備により実現可能なものを実施します。

A2でご説明したとおり、我が国の民事司法は、裁判手続のIT化に関しては、国際的にみて大きく遅れた状態にあります。世界銀行の2017年版Doing Business*9の「裁判手続の自動化(IT化)」に関する項目では、我が国に厳しい評価がなされました。

そのため、政府の「未来投資戦略2017」(2017年6月9日閣議決定)*10において「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る」との方針が定められました。

この方針を承けて2017年10月に内閣官房に「裁判手続等のIT化検討会」が設置され、2018年3月30日に「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ—「3つのe」の実現に向けて—」が発表されています。

この「取りまとめ」によれば、我が国の裁判手続のIT化を3つのフェーズ(段階)に分けて進めていくことが提案されています*11。

*9：世界銀行「Doing Business 2017」<http://www.doingbusiness.org/en/reports/global-reports/doing-business-2017>

*10：「未来投資戦略2017」https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017_t.pdf

*11：裁判手続等のIT化検討会「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ—「3つのe」の実現に向けて—」20～22頁
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf>

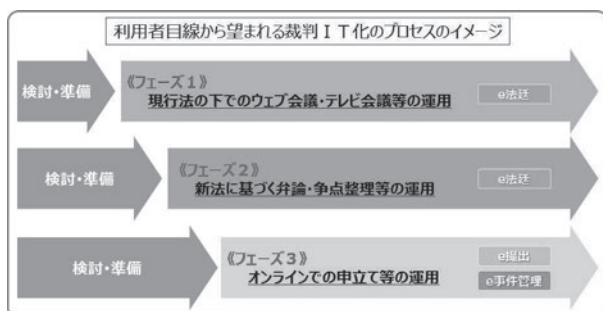
《フェーズ1》では、法改正を要することなく現行法の下で、IT機器の整備や試行等の環境整備により実現可能となるものについて、速やかに実現を図っていきます。

この例として、電話会議に加えてウェブ会議等のITツールを積極的に利用したより効果的・効率的な争点整理の試行・運用を開始することが挙げられています。

《フェーズ2》では、関係法令の改正により初めて実現可能となるものの新たな運用について、所要の法整備を行い、制度的実現を図っていきます。

この具体的な例としては、民事訴訟法等の見直しを行って、双方当事者の出頭を要しない第1回期日や弁論準備手続期日等の新たな運用を制度的に位置付け、その運用を開始することが挙げられています。

最終段階である《フェーズ3》では、関係法令の改正とともにシステム・ITサポート等の環境整備を実施した上で、オンライン申立てへの移行等を図り、e-Filingとe-Case Managementを含め、目指すべきIT化を制度・運用の両面で実現させます。



*裁判手続等のIT化検討会「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめー[3つのe]の実現に向けてー」20頁から引用

Q5 裁判手続のIT化のフェーズ1では具体的に何をやるのでしょうか？

A5 フェーズ1ではTeamsというパソコンソフトを使用したウェブ会議（パソコンを使ったテレビ会議）により争点整理を実施することが予定されています。

フェーズ1でのTeamsを使用したウェブ会議による争点整理をどのように実施するかについて検討するため、東京地方裁判所と東京三弁護士会との間で2回の模擬裁判と意見交換会が実施されました。この経験に基づいて東京弁護士会・2019年度夏期合同研究全体討議「裁判手続のIT化・ウェブ会議研修講座」においてフェーズ1のウェブ会議を模擬実演しました。この「裁判手続のIT化・ウェブ会議研修講座」の動画は、当会の会員サイトでご覧いただけます*12。この動画をご覧いただければ、フェーズ1でのTeamsを使用したウェブ会議による争点整理が、どのようなものかイメージし易いと思います。

フェーズ1でのTeamsを使用したウェブ会議は、現行法下で実施されるものであり、民事訴訟法の「書面による弁論準備」として行われます。そのため、準備書面の提出はできますが、口頭弁論期日での手続ではないので、陳述はできません。取調べの対象となる文書の写し、証拠説明書の提出はできますが、文書による書証の申出、書証の取調べはできません。事実上、証拠が提出されても、扱いとしては後日提出予定の甲第〇号証、乙第〇号証ということになります。また、裁判長は、当事者に、期間を定め、争点等の整理の結果を要約した書面（要約書面）の提出を求めることがあります。

フェーズ1は、法律で定められたものではないので、裁判所からウェブ会議による争点整理の実施につき打診があっても、断ることはできます。ただ、遠くない将来に完全な裁判手続のIT化が実現することが見込

*12：2019年度夏期合同研究・全体討議「裁判手続のIT化・ウェブ会議研修講座～Teams・電子証拠など～」の動画掲載について <https://www.toben.or.jp/members/iinkai/minjishihou/news/2019kagigoukenvideo.html>

まれていますので、その準備という意味でも積極的にウェブ会議による争点整理の実施に応じることをお勧めします。

Q6 フェーズ1での Teams を使用したウェブ会議を実施するために準備する必要のあるものはありますか？

A6 必ず準備する必要があるものはパソコン、Teams というパソコンソフト、インターネットに接続できる通信環境です。

Teams は、インターネットを利用して無料で入手することができます*13。

この入手方法については、東京弁護士会・2019年度夏期合同研究全体討議「裁判手続のIT化・ウェブ会議研修講座」においてご紹介しています。当会の会員サイトで「裁判手続のIT化・ウェブ会議研修講座」の動画をご覧ください。

パソコンを接続するインターネット通信環境については、無線LANでは、通信が安定しないため、有線LANであることが望ましいです。

また、パソコンに内蔵されている集音マイクでは、弁護士がパソコン画面から顔を離れたときなどに声を十分に集音できなくなるおそれがあるので、外付けマイクはあることが望ましいです。

あと、「もの」ではありませんが、同じ法律事務所の訴訟を受任していない弁護士にウェブ会議の内容が聞こえないようにする事務所内の環境の整備も必要になります。これについては模擬裁判では、偶々、担当弁護士の事務所が、弁護士1名の事務所であるなど問題になりませんでした。環境を整えるのが難しいケースも少なくないと思われます。

Q7 Teams はウェブ会議ではどのように使用するのですか？

A7 Teams は、複数のメンバーでチームを形成して、その多様な機能を用いてコミュニケーションを図るソフトですが、フェーズ1では、実際に使用する Teams の機能は、ファイルの共有、ウェブ会議（テレビ会議）がほとんどで、その使い分けさえ分かれば十分です。

Teams は、本来、チームを形成するところから始めなければならないのですが、フェーズ1では、裁判所、原告代理人、被告代理人によって構成するチームの形成は、裁判所が行うので、弁護士がチームを形成する必要はありません。ただ、チームに参加するためには、裁判所にマイクロソフトアカウントに登録したメールアドレスを連絡する必要があります。

この「マイクロソフトアカウントに登録したメールアドレス」は耳慣れない言葉だと思います。その意味については、東京弁護士会・2019年度夏期合同研究全体討議「裁判手続のIT化・ウェブ会議研修講座」においてご説明していますので、当会の会員サイトで「裁判手続のIT化・ウェブ会議研修講座」の動画をご覧ください。

ファイルの共有については、Teams の画面上の「ファイル」をクリックすると共有状態にある書面などのデータを見ることができるようになります。

作成した書面等のデータを共有状態にするためには、Teams の画面上の「アップロード」をクリックしてから共有状態にしたい書面等のデータをクリックしてください。

ウェブ会議については、フェーズ1のウェブ会議では、裁判所が開始した会議に参加することになりますので、Teams の画面上の「会議中」をクリックして

* 13 : <https://products.office.com/ja-jp/microsoft-teams/group-chat-software>

から、「今すぐ参加」をクリックしてください。そうするとパソコン画面上に裁判官と相手方代理人の顔が映るようになるはずです。

ウェブ会議から離脱するときは、Teamsの画面上の「赤い正方形内に電話の受話器のような白い絵があるアイコン（記号）」をクリックしてください。

これらのTeamsの使用方法についても、東京弁護士会・2019年度夏期合同研究全体討議「裁判手続のIT化・ウェブ会議研修講座」において実際にプロジェクターに投影したTeamsの画面を操作してご説明していますので、当会の会員サイトで「裁判手続のIT化・ウェブ会議研修講座」の動画をご覧ください。

Q8 フェーズ1以降の裁判手続のIT化の進捗についてはどのように予定されていますか？

A8 今年4月から法務省法制審議会・民事訴訟法部会において裁判手続のIT化の民事訴訟法改正が審議される予定です。その審議の結果に基づいて民事訴訟法が改正され、施行されると裁判手続のIT化が法制度上可能になるフェーズ2の段階になります。そして、裁判所独自の当事者から提出された書面、証拠の電子情報を受領、保管するシステムが完成し使用可能になるとフェーズ3の段階になり、e法廷（e-Court）、e提出（e-Filing）、e事件管理（e-Case Management）の全てが法制度上も、実際の運用上も可能になります。2020年代の早い時期にはフェーズ3の段階になるとみられます。

現在、公益社団法人商事法務研究会の民事裁判手続等IT化研究会において裁判手続のIT化のための民事訴訟法改正に向けた論点整理がなされています*14。

この論点整理の結果が、法務省法制審議会・民事訴訟法部会に諮問され、今年4月から裁判手続のIT化のための民事訴訟法改正案の審議が始まります。

法務省法制審議会・民事訴訟法部会での裁判手続のIT化のための民事訴訟法改正の審議によって民事訴訟法改正の具体的な方向性が決まり、民事訴訟法改正案が国会に提出されます。この民事訴訟法改正案が、国会で成立し、施行されると裁判手続のIT化が、法制度上可能になるフェーズ2の段階になります。

しかし、裁判手続のIT化を実際の運用上も可能にするためには、民事訴訟法の改正だけでは不十分であり、一定レベルのセキュリティが確保された裁判所独自の当事者から提出された書面、証拠の電子情報を受領、保管するシステムが必要になります。このシステムが完成し使用可能になるとフェーズ3の段階になり、e法廷（e-Court）、e提出（e-Filing）、e事件管理（e-Case Management）の全てが法制度上も、実際の運用上も可能になるのです。

法務省法制審議会・民事訴訟法部会での審議期間を2年間とみても、順調にいけば2022年には裁判手続のIT化のための民事訴訟法改正が成立することになります。そして、裁判所独自の当事者から提出された書面、証拠の電子情報を受領、保管するシステムの開発は、そのセキュリティレベルを銀行などの民間企業と同程度とすると、それほど長い年月はかからない見込みです。

ですので、2020年代の早い時期にはフェーズ3の段階になるとみられるのです。

Q9 裁判手続のIT化のための民事訴訟法改正ではどのようなことが論点になるのでしょうか？

* 14：公益社団法人商事法務研究会ウェブサイト「民事裁判手続等IT化研究会」<https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/saiban-it>

A9 民事訴訟における直接主義の要請との関係で、証人尋問等の手続をどのような条件であれば、e法廷（e-Court）で実施してよいかなどのさまざまな改正のための論点があります。これらの論点については、公益社団法人商事法務研究会の民事裁判手続等IT化研究会での審議で整理がなされています。

裁判手続のIT化のために必ずしなければならない民事訴訟法の改正は、e法廷（e-Court）を実現するための当事者が口頭弁論等に実際に出頭しないでウェブ会議による出頭でよいとすること、e提出（e-Filing）、e事件管理（e-Case Management）を実現するために書面、証拠の提出を紙媒体ではなく電子情報でよいとすることです。

これに関しては、外国の例では、書面、証拠の提出を紙媒体ではなく電子情報でよいとするだけでなく電子情報での提出が弁護士等一部の者には義務付けられていることもあります*15。これは、単に電子情報による提出もできるというだけでは、多くの訴訟において紙媒体で書面、証拠の提出がなされるとe提出（e-Filing）、e事件管理（e-Case Management）の実現ができないためです。

これをさらに進めてシンガポールのようにe提出（e-Filing）、e事件管理（e-Case Management）の実現を重視して電子情報での提出を全てのケースで義務付けると*16、本人訴訟では、市民の裁判を受ける権利の行使の障害になるのではないかという問題が生じます。この問題については、Q&A 10で詳しくご説明します。

また、民事訴訟における直接主義の要請との関係で、証人尋問等の手続をどのような条件であれば、e法廷

（e-Court）で実施してよいかについても検討されなければなりません。これは直接主義の要請と裁判手続のIT化による利便性の調和をどのように図るかという問題です。

このように裁判手続のIT化のための民事訴訟法改正では熟慮を要するさまざまな論点があります。これらの論点については公益社団法人商事法務研究会の民事裁判手続等IT化研究会での審議で整理されており、その内容は同研究会のウェブサイトで公開されていますので、ご一読なさることをお勧めします。

Q10 弁護士代理強制主義を採用していない我が国の民事訴訟において裁判手続のIT化を実現しようとするITに不慣れな市民の裁判を受ける権利の行使の障害になるのではないのでしょうか？

A10 本人訴訟の民事訴訟全体に占める比率が高い我が国においてどのようにITに不慣れな本人による本人訴訟をサポートして市民の裁判を受ける権利を擁護できるようにするかは裁判手続のIT化の実現にあたっての大きな課題です。

Q&A 9でご説明したとおり、e提出（e-Filing）、e事件管理（e-Case Management）の実現を重視して書面、証拠の電子情報での提出を全てのケースで義務付けると、弁護士代理強制主義を採用していない我が国の民事訴訟では本人訴訟について市民の裁判を受ける権利の行使の障害になるのではないかという問題が生じます。

この問題を解消するためには、本人によるe提出（e-Filing）、e事件管理（e-Case Management）がで

* 15：アメリカの連邦裁判所では弁護士には電子情報による提出が義務付けられている。杉本純子「シンガポール・アメリカにおける裁判手続等のIT化」<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai2/siryou5.pdf> ドイツでは弁護士には電子情報による提出が義務付けられる。笠原毅彦「欧州における裁判のICT化」<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai2/siryou6.pdf>

* 16：福田剛久「裁判手続のIT化」（法曹界 2019）72頁 また、アメリカのイリノイ州でも原則として全ての訴訟当事者に電子情報による提出が義務付けられている。第21回弁護士業務改革シンポジウム基調報告書55頁

きるようにするためのサポート体制を構築することが必要です。

また、書面、証拠の電子情報での提出の義務付けを弁護士等の一部の者だけに限り、本人は書面、証拠を紙媒体で提出できるようにしても、e提出(e-Filing)、e事件管理(e-Case Management)を実現し、本人訴訟でも裁判手続のIT化の利便性を享受できるようにするために、やはり、本人によるe提出(e-Filing)、e事件管理(e-Case Management)ができるようにするためのサポート体制を構築することが必要になります。

この裁判手続のIT化にあたっての本人訴訟サポートの重要性については、内閣官房に設置された裁判手続等のIT化検討会の「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ—「3つのe」の実現に向けて—」においても「裁判手続等の全面IT化の実現に当たっては、代理人として弁護士等が選任されていない本人訴訟について、当事者の裁判を受ける権利にも十分配慮しつつ、当事者の置かれた立場や訴訟の各進行段階等に応じ、裁判所による適切なウェブ上の利用システム・環境の構築や、適切な担い手による充実したIT面のサポート(ITリテラシー支援策)が必要である」「今後、総合的な対策を、非弁活動の抑止等の観点にも留意しつつ、検討していく必要がある」と指摘されており、「当事者間で利害の対立することが多い裁判事件の一方当事者に対する支援であることからすると、まずは、裁判上の代理人として関与する弁護士、司法書士等の法律専門士業者が、代理権等の範囲の中で、所属団体の対応枠組みを使うなどして、法的側面とともにIT面の支援をも行っていくことが考えられる」として、弁護士会と司法書士会が本人訴訟サポートの担い手として期待されています*17。

日本弁護士連合会は、令和元年9月12日に「当連合会は、地方裁判所における民事裁判手続のIT化導入に向けて、本人訴訟でIT技術の利用が困難な当事者本人(以下「本人」という。)に対して、裁判を受ける権利を実質的に保障して必要な法律サービスを提供することを可能とするため、IT面についても必要なサポートを提供する」とする「民事裁判手続のIT化における本人サポートに関する基本方針」を発表しています*18。

日本司法書士会連合会も、令和元年9月17日に「当連合会は、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする(司法書士法第1条(令和元年法律第29号))司法書士が、この課題に積極的に対応すべきと考えている」「当連合会は、民事裁判手続のIT化について、司法書士が本人訴訟の当事者を十分にサポートするための万全の体制を整え、裁判所をはじめとする関係機関とも十分に連携を図っていく所存である」という司法書士会が裁判手続のIT化にあたっての本人訴訟サポートに積極的に取り組んでいく考えであることを示した「民事裁判手続のIT化における本人訴訟の支援に関する声明」を発表しています*19。

裁判手続のIT化にあたっての本人訴訟サポートは、誰が、何を、どこまで行えばよいのか明確にはなっておらず、その内容については十分な議論が必要ですが、非弁活動の抑止の観点にも留意しつつ、市民の裁判を受ける権利を擁護できるように弁護士会が取り組んでいかなければならない大きな課題といえます。

* 17 : 裁判手続等のIT化検討会「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ—「3つのe」の実現に向けて—」16頁
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf>

* 18 : 日本弁護士連合会「民事裁判手続のIT化における本人サポートに関する基本方針」
https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2019/190912_2.html

* 19 : 日本司法書士会連合会「民事裁判手続のIT化における本人訴訟の支援に関する声明」
https://www.shiho-shoshi.or.jp/association/info_disclosure/statement/49617/

第2部

電子証拠とメタデータの問題

デジタル・フォレンジック研究会 (IDF) 理事
第一東京弁護士会会員 櫻庭 信之 (39期)

1 はじめに

書証は、主張書面と同じく書面であっても、係争事実の認定のための裁判資料となることから、民事訴訟ではその扱いは、主張書面の扱いと大きく異にしている。また、事実立証にもちいられる証拠原本の元々の状態が、いわば生まれながらに電子データの形式の（例えば、電子メール、電子ファイルなどを事実の立証・反証につかう）場合は、原本が元々「紙」の証拠と性質上大きな相違もある*1。

本拙稿においては、電子証拠の性質とメタデータの具体的な見方を紹介し、事実認定のための電子データの取調べにあたっての留意点を述べる。なお、2019年度東京弁護士会の夏期合同研究の収録動画では同じテーマについて平易に解説した（P8 *12参照）。

2 「紙」書証の原本取調べ

書証では、文書の提出は原本でしなげなければならない（民訴規則143条1項）、文書は、その成立が真正であることを証明しなげなければならない（民訴法228条1項）。

原本の取調べは、提出当事者が、あらかじめ原本の写しを裁判所に提出しておくとともに、相手方に副本を送付しておく（民訴規則137条）、期日に原本を持参し提示して行う。裁判所と相手方は、提示された文書の原本を直接目視し、表現された作成者の認識・思想等「書証」として取調べるほか、原本の性状・外観などを視覚や触覚などの「検証」により、原本として提示された文書に改ざんの痕跡や落丁・追加等がないこと、本人の印章による印影または筆跡に相違ないこ

と（民訴法229条参照）などを確認する。先に提出・送付済みの写しとの同一性についても原本との照合によりチェックし、真正に問題がない（または相手方が原本の存在及び成立を争わない）のであれば裁判資料となり、写しが裁判記録に編綴されたまま、原本は提出当事者に返還される（陳述書・報告書等では原本自体が記録に編綴されることもある）。1970年代に入って写しの作成にいわゆるコピー機（plain paper copier）の利用が進んだことから、原本と写しとの同一性チェックの厳格さはその後徐々に薄れ、現在では成立が特に争われる事案以外は、成立の認否をとらない実務も多い*2。しかし、元々「紙」が原本ではない電子データの形式の証拠では、下記3のとおり別の問題が生じる。

3 疑似原本の創出容易性と否認理由提示の困難

相手方が文書の成立を否認するときは、否認の理由を明らかにしなげなければならない（民訴規則145条）。次頁掲載の2つのメールは、いずれも改ざんにかかる証拠であるが、両者を比較して、否認理由の提示の可否をみる。

一見どちらのメールにも改ざんの痕跡は認められないが、【メール1】では、メール送受信の日付（2015年7月11日）が曜日（金）と齟齬している。本来記録が自動生成されるはずの日付表示が人的に介在されたためたまたま露呈した改ざんである。【メール1】に関しては、提出された証拠単体の字面に不自然不合理が認められることから、相手方は成立を否認する理由を合理的に説明しやすい。

*1：原本が元々「紙」の状態で存在する証拠（例、押印等のある伝統的な契約書）をPDFなどのデータ形式に変換して証拠提出する場合は、証拠調べは従来どおりの方法による（本文2参照）。

*2：詳細は、拙稿「裁判手続IT化のもとでの事実証明のための電子データの問題」NBL1132号27頁。

【メール1】

From: K. Matsui
Sent: Friday, July 11, 2015 1:35 PM
To: Shigeo Hoshino <s_hoshino@Albatross.com>
Subject: お問い合わせ

Albatross
星野様

お世話になっております。

来週、自動車を受け取りに行った際、星野さんはお店にいますか。

ご予約をお知らせください。

松井

これに対し、【メール2】は、同じく改ざんメールでありながら手落ちなく改ざんされ、字面上改ざんをうかがわせる手がかりが見あたらない。メール送受信(cc, 転送を含む)の当事者が、訴訟の当事者と同じであれば、改ざんに悪意の提出当事者は、相手方の手元データからの発覚を恐れ、不正への心理的抑制が働くかもしれない。しかし、訴訟の相手方が送受信に関わっていない場合や、送受信当時のPCを買い替えてしまっている場合などでは、相手方には、突合可能な反面証拠がないため、成立を争う理由の提示が困難となる。字面をみただけでは、通常、代理人も裁判所も、改ざんに気付かないと推測される。

原本が紙で存在する場合は上記2のように「紙」の原本を取調べて真正の確認ができるが、一方、生まれながらに電子データの形式の場合、提出証拠が、行為時に生成された電子データと同一か(裏返すと事後的に改ざんされた証拠ではないか)否かを確認するために、「紙」原本とは異なる、電子証拠固有の性質を踏まえた取調べが必要となる。

4 メタデータの概念

電子データは、データの作成・送受信・変更等の際、コンテンツとして表現される作成者の思想・認識とは別に、データの状態・変化、コンピュータの活動等の情報が機械記録され、データ本体にメタデータを付帯

【メール2】

From: K. Matsui
Sent: Saturday, July 11, 2015 1:35 PM
To: Shigeo Hoshino <s_hoshino@Albatross.com>
Subject: お問い合わせ

Albatross
星野様

お世話になっております。

来週、自動車を受け取りに行った際、星野さんはお店にいますか。

ご予約をお知らせください。

松井

させる。メタデータは、「書証」の観点から字面を讀んで知る文書(準文書)のコンテンツと異なり、「検証」対象となりうる様々な痕跡を残す。

メタデータは多義的であり、実データの検索・整理等のための管理情報(いわゆる図書の書誌情報)に限定してもちいられることもあるが、本拙稿では、メタデータを、電子メールや電子ファイルのコンテンツと対照をなす概念で、「データに関するデータ」を含む、ファイルの属性情報を説明する汎称の意味でもちい、いわゆるプロパティ情報や電子メールのヘッダー情報なども包摂するものとする。

周知のように電子署名及び認証業務に関する法律(電子署名法)が整備されているが、民事訴訟に提出される電子証拠の多くは現状では電子署名法の要件を充足するものになっていない(しかも、同法の要件を満たす場合であっても、民訴法228条4項と同様、成立真正を推定するにとどまる*3)。このことも背景に、メタデータは、電子データの真正性に関わる証拠として重要である。

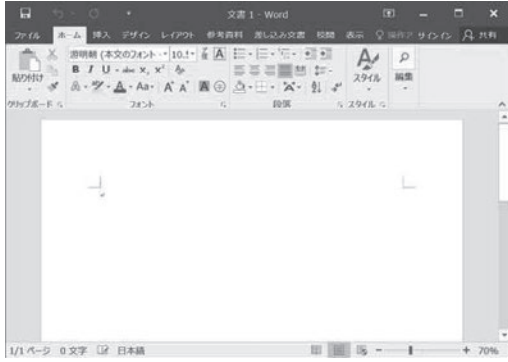
5 メタデータの確認の仕方

データ生成時にコンピュータが残すメタデータには多様なものがある。以下はその例であり、特別なフォレンジック・ツールを必要とせず、日常使用するコンピュータの機能のみによって確認が可能である*4。

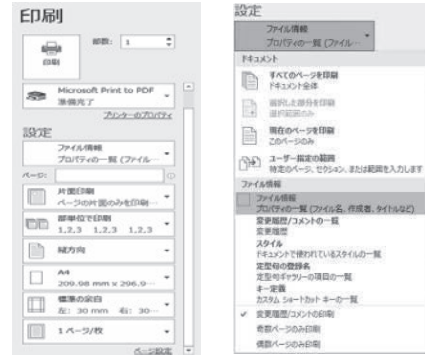
*3：電子署名法3条。

*4：本文中の文書ファイルや電子メールなどの操作や画面等に関する表記は、メーカーやバージョン等によって異なり、本文ではWindows 10 Pro (1809)、Microsoft Word (16051)、Google Chrome (78.0.3904)を使用。

【図1】



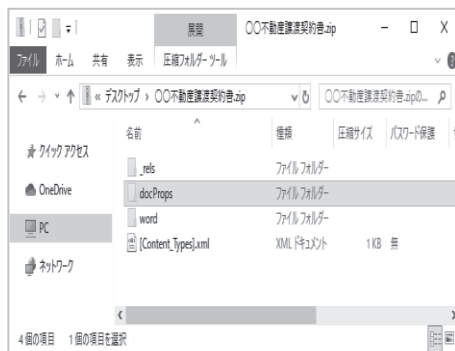
【図2】



【図3】



【図4】



【図5】



(1) 印刷

メタデータの一部の情報は印刷して目視することができる。【図1】のWord画面中、左上隅の「ファイル」をクリックし、出てきた縦長のスクリーンの「印刷」をクリックすると、【図2】の「印刷」画面が出てくる。その中の「ファイル情報」をクリックして印刷すると、ファイル名、フォルダ、テンプレート、作成者、作成日時、変更回数、最終保存日時、最終保存者、編集時間、最終印刷日時、最終印刷時のカウント（ページ数、単語数、文字数）等を見ることができる。これらは書籍の末尾にある奥付情報に類するものといえる。

メタデータの一部はディスプレイでも見ることができる。Wordファイル上にカーソルをのせて右クリックするとボックスが現れ、「プロパティ」が表示される。プロパティには、システムが把握しているメタ情報が表示される。「プロパティ」内の「全般」タブの横並びにある「詳細」タブでは、作成者、前回保存者、プログラム名、コンテンツの作成日時、前回保存日時、総編集時間、内容の種類、ページ数、単語数、文字数、

行数、段落数などが表示される。Wordでは、文書ファイルを保存すると、「最終印刷日」より後の保存日が「更新日時」になり、「最終更新者」も保存操作を行ったユーザの名前に変更されるので注意を要する。

(2) Word ファイルの構造情報と改ざん発見の端緒

Wordのファイル名末尾の拡張子「.docx」【図3】を「.zip」の文字に入れ替え、エンターキーを押してファイル名を変更してzipファイルにし、これをダブルクリックして展開・解凍すると、3個のファイル・フォルダと1個のXMLドキュメントが表示される【図4】。ファイル・フォルダのうち、「docProps」を開くと、さらに2個のXMLドキュメントが現れ、そのうち「core.xml」【図5】をクリックすると、詳細なメタデータを見ることができる。

zipファイルを展開した際、「docProps」と並んで現れるファイル・フォルダのうち、「Word」のファイル・フォルダを開くと「document.xml」が表示される。コンテンツを人が普通に目視しても判別困難な情報も、「document.xml」からは確認できる。

【ヘッダー情報】の例

Received: from by, with, via, id: 転送元サーバ, 転送先サーバ, 接続プロトコル, 転送プロトコル, ユニークID, 転送日時。

Authentication-Results: spf= 認証結果, pass 送信元を認証, hardfailは送信元アドレスの詐称・認証失敗。

Date: 送信元が送信した時間。

Accept-Language: 受信可能な自然言語。ja-JP: 日本語。en-US: US 英語。

X-Originating-IP: の後の数字=送信元端末のIPアドレス。

X-MS-Exchange-CrossTenant-OriginalArrivalTime: この後の時間はテナントのメッセージ送信のタイムスタンプ。

Subject: メールの件名。

Reply-To: メールの返信先。

In-Reply-To: メールの返信先。

References: 返信などで関係する他のメッセージ一覧。

Message-ID: 送信元サーバによって与えられる一意のメール特定ID。

Return-Path: メール不着時のエラー通知アドレス。

X-Mailer: 送信元使用のメールソフト。

「document.xml」を開くと、例えば文書全体のフォントがMS明朝（あるいは10.5ポイント）の文字で作成されている中、【下図】で、1か所のみがMS P明朝（あるいは11ポイント）になっていれば、その文字は異質であり、別の機会での作成が疑われる場合が出てくる。

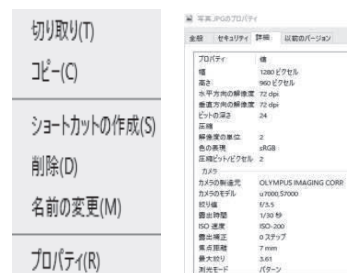
```
<w:font w:hAnsi="MS 明朝" w:eastAsia="MS 明朝" w:ascii="MS 明朝"/>
</w:rPr>
</w:pPr>
- <w:r w:rsidRPr="00E12DCE">
  - <w:rPr>
    <w:font w:hAnsi="MS 明朝" w:eastAsia="MS 明朝" w:ascii="MS 明朝"/>
    </w:rPr>
    <w:t>送附期日は令和元年7月末日までとします。</w:t>
  </w:r>
</w:p>
: <w:p w:rsidP="00D50BC8" w:rsidRDefault="00D50BC8" w:rsidRPr="00E12DCE" w:rsidR="00D50BC8">
+ <w:pPr>
- <w:r w:rsidRPr="00E12DCE">
  - <w:rPr>
    <w:font w:hAnsi="MS 明朝" w:eastAsia="MS 明朝" w:ascii="MS 明朝"/>
    </w:rPr>
    <w:t>送附全額は下記「請求口」に記載いたします。</w:t>
  </w:r>
</w:p>
- <w:p w:rsidP="00D50BC8" w:rsidRDefault="00D50BC8" w:rsidRPr="00E12DCE" w:rsidR="00D50BC8">
+ <w:pPr>
- <w:r w:rsidRPr="00E12DCE">
  - <w:rPr>
    <w:font w:hAnsi="MS P明朝" w:eastAsia="MS P明朝" w:ascii="MS P明朝"/>
    </w:rPr>
    <w:t>明日より送付した場合は、年10%の利率による前借金をお支払い致します。</w:t>
  </w:r>
</w:p>
```

電子ファイルのごく一部の変更であっても（例、一文字のみの改ざん）、ファイルのハッシュ値は、変更の前と後では全く異なるものを示す（ハッシュ値については後記7参照）。

(3) 画像(イメージ)

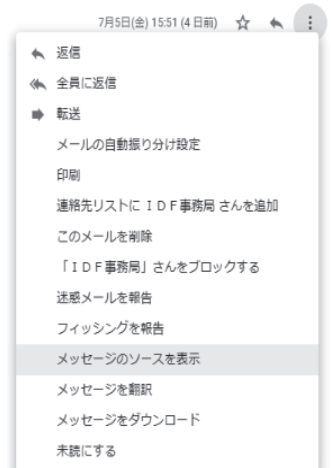
JPEG画像のExif情報からも撮影につかわれたカ

メラの製造元・機種等が判明する(画像データを右クリックし、「プロパティ」を表示)。スマートフォンのGPS機能により位置情報等が付加されていることもある。



(4) 電子メール

メールのヘッダー情報を、Gmailを例に見てみる。開いたメールの右上隅に表示される縦の3つの点の「その他」から「メッセージのソースを表示」すると【右図】、「元のメッセージ」と上記の詳細な【ヘッダー情報】が現



れる。ヘッダーには通信に関わる情報が記録されるため、例えば、①書証のコンテンツに表示された時刻がヘッダー情報の転送時刻と整合していない場合、

#	Delay	From *	To *	Protocol	Time received
0	1 sec	113x36x47x178.ap113.██████.ne.jp	→ rs103.ex-cloud.com		2015/7/5 15:51:21 JST
1	30 sec	rs103.ex-cloud.com.	→ [Google] mx.google.com	ESMTPS	2015/7/5 15:51:51 JST
2			→ [Google] 2002:a17:902:2ae8::	SMTP	2015/7/5 15:51:51 JST
3			→ [Google] 2002:a5e:880b:0:0:0:0	SMTP	2015/7/5 15:51:51 JST

上図は Google 提供 G suite Toolbox メールヘッダー・ツール*5

②「自然言語」に日本語とUS英語とあるのに、コンテンツに別の言語の書体表記がある場合、③メールをoutlookで送信した旨を証人が証言したのに対し、ヘッダー情報ではメーラーがBecky!と表示されている場合、④プロバイダが通常経由のものとは異なる場合、⑤アドレスがReply toとFromが一致しない場合などでは、ヘッダー情報との矛盾について説明が求められる。

6 改ざん等発見の端緒

例えば、電子メール受信が2015年7月5日を表示し、証拠のコンテンツの日付と整合していたとするところが、表示されている経由サーバのドメイン113x36x47x178.ap113.██████.ne.jpを調べたところ、サーバのサービス開始がメールの受信日より後であったとすれば、メールの送受信当時存在しないサーバを経由したことになり、受信日の改ざんを知る端緒となる。

技術に熟練した者であれば（あるいはツールをもちいることで）、メタデータの改ざんは可能である。これは、紙原本の証拠であっても、熟練者の腕にかかれば、真正性に疑念を抱かせない完全な証拠を捏造することにも似ている。ただ、メタデータの場合は複雑に絡み合っているため、一部のメタデータの改ざんでも全体として何らかのほつれが生じる可能性がある。

提出されたデータ単体から改ざんが判明しなくとも、端末本体内に残された各データ間の整合性や操作のプロセス、SIMカード、メモリカード、デバイス（モ

バイル等）の接続先PC、バックアップ先のクラウド、データ送受信先（cc, bcc, 転送先）の各種デバイス、ルータ、サーバ、ファイア・ウォール、プロバイダ等サービス事業者の管理コンピュータ等々のどこかに痕跡を残し、あるいは複層化した各ログ（後記9参照）等の紐付け突合などによって手掛かりがみつかる可能性はある。

7 ハッシュ値

ハッシュ値は、任意のデータから一定の計算手順（ハッシュ関数）により算出される規則性のない固定長の値のことであり、次の特質から、暗号や認証技術に広くつかわれている。特質は、固定長（入力データの長さに関係なく、ハッシュ値は必ず長さが決まった固定長になる）、同一値（入力データが同じであれば、常に同じハッシュ値が出力される）、初期値敏感性（入力データがわずかでも変われば、出力されるハッシュ値は大きく変わる）、一方向性（ハッシュ値（出力結果）から元の値を求める（逆算する）ことは事実上不可能であり、元データは判別できない）、衝突回避性（複数の異なるデータが同じハッシュ値になることを衝突—シノニム—というが、ハッシュ値が偶発的に衝突する可能性は極めて低い）などである。

ハッシュ・アルゴリズムに関しては従来MD5やSHA-1が多くもちいられていたが、現在では、さらに改良されたSHA-2（SHA-256など）の普及が進んでいる（Wordファイルの表示例を次頁に掲載）。

* 5 : <https://toolbox.googleapps.com/apps/messageheader/analyzeheader> 参照。

倉庫作成(A)
Office 文書の圧縮(F)
SHA256 ハッシュ / CRC32...
ファイルを分割(V)
以前のバージョンの復元(V)
送る(N)

ファイル名: 裁判IT化_第2部電子証拠.docx
 サイズ: 12.49 KB (12,785 バイト)
 SHA256: [b355f70701e7544a669eb396d64694f15f88f07a66f734891e02330e7094d3eb](#)

ハッシュ値の衝突確率に関しては、DNAの一致確率との比較がよく取り上げられる。DNAでは、日本の人口の3倍あるいは4倍分の1とかつていわれていたが、これに対し、ハッシュ値では、SHA-1でも、1400兆×(10の33乗)分の1といわれる。

8 メタデータの消去・付け直し

すでに見たように、メタデータは、書証として出されるコンテンツ・データの真正性の検討に重要である。ただ、もし裁判所への提出前に電子証拠のメタデータが消去されたり付け直しがされると、提出証拠が、要証事実発生の際機械生成された真正な証拠と同じものか、相手方は提出されたデータ自体からは確認が難しくなる。同時に、提出者側には、改ざんを見破られ難い、疑似原本の創出・提出を許すことにもなる*6。こうした不都合が起きる典型は、コンピュータに格納されたデータをいったん紙に印刷し、このプリント・アウトが再度PDF等の電子データに焼き直されて裁判所に証拠提出される場合である。現行実務では、紙「原本」から写しを作成しながら裁判所に原本を

持参しない場合に「写しを原本とする」扱いがあるが、生まれながら電子データ形式の証拠にIT化のもと「写しを原本とする」扱いを認めると、重要なメタデータを失うことになる。

9 生まれながらの電子証拠の真正性の確認

提出証拠の原本の確認は、相手方が特に同意する(異議を述べない)ものでない限りは、係争事実の認定にもちいる資料の中に不真正な証拠が入り込むことを阻止する重要な手続である。

電子証拠の原本確認においては、当該証拠データを格納していたデバイス等に残されたログ、その他データ状態との照合がまずはあげられる(ただし後に述べる、提出作業の過負担の問題がある)。

ログは丸太(log)に由来する。昔大海原を船で渡る際、一定間隔で結び目(not)をつけた紐の先に結び付けた丸太を海に投げ込み、砂時計が落ちる間に繰り出た結び目の数から船の速度を計った。ここから航海日誌はlogbookと呼ばれ、日誌に航行速度が記載されたほか、船海中の様々な出来事もタイムリーに記録されるようになり、特信性ある業務記録として実用された。コンピュータのログも、システムに発生するあらゆる事象をその瞬間毎タイムリーに機械記録されることから、インシデント等の原因調査では現在重要な証拠として扱われている。

一方、IT化のもとでの証拠の提出は、現行実務との均衡上、提出者に過度の負担がかからないようにする配慮も必要である。例えば、①証拠ファイルの提出

*6: ネイティブ形式(生まれながら)の電子データが含むメタデータや、外見からすぐにはわからない情報も保持して提出しないと相手方は文書の真正性を後で争う機会が奪われると指摘するものとして、The Sedona Principles, Third Edition: Best Practices, Recommendations & Principles for Addressing Electronic Document Production, 19 Sedona Conf. J.,180 (2018), 同 Second Edition, 61 (2007) 参照。

者に、それを格納していたコンピュータを法廷に持参させることの可否、②原本データの状態を取調べる際の対象データ以外に見えてしまう無関係情報への対処、③原本データが使用端末になく（あるいは端末廃棄のため）、サーバにのみ残置している場合の原本の取調べ方法、④スマートフォン端末内の格納データとの照合方法（エージェントをインストールすることの可否等）、⑤法廷でのログ等の確認方法、⑥メタデータを付帯しないデータの原本鑑定など、IT化のもとでの原本データの確認には、労力、技術、費用等の面から解決されるべき問題がいくつも残っている。

これらのことを考慮すると、証拠提出手続の最初から、原本データを格納するデバイス・補助記憶装置を持参させて提出証拠との突合まで求めるのは証拠の提出者に過負担となるため、まずは、提出する証拠である電子データ自体に、原本情報（事件時、行為時にライブで機械記録されたメタデータ）を付帯させた状態のまま証拠提出させ、相手方に一応のチェックの機会を与えるのが、とりあえずの調和点と思われる*7*8。

ただ、メタデータの裁判上の重要性が認識されるにつれて、メタデータの改ざんや消去のおそれも高ま

る*9*10。改ざんを探知されないように操作したり消去するアンチ・フォレンジックなど、提出証拠付帯のメタデータ単体では確認されない、電子的な証拠に広く関係する問題に直面することも予想され、真正性等の確認にデジタル・フォレンジック技術の活用を検討すべき場合が生じうる。

以上に関連し、民事裁判手続等IT化研究会資料には、「成立の真正についての立証方法としては、様々な方法が考えられ、例えば、原本のメタデータ等を分析した解析報告書を書証として提出するほか、当該電子データのメタデータ（略）の検証を申し立てることも考えられる（略）。もっとも、当該メタデータのファイル形式などにもよるが、裁判所の設備では当該データを検証することができない場合なども考えられ、当事者において検証可能な機器を裁判所に持ち込む又は解析可能な機関において検証を行うということが考えられる」「電子データの改ざんなどが争われた場合には、デジタル・フォレンジック技術の活用や元データのメタデータを検証することなども考えられる」とあり、電子証拠の性質を踏まえた真正確認の方向性が示されている*11。*12

*7：提出作業に伴って生じるメタデータの一部の変更は、必然的なものとして説明可能なものもあるが、他方で、それが肝心の属性情報消失の名目につかわれる可能性がある。

*8：裁判所が電子署名（タイムスタンプ）・認証を付与する措置は、証拠受入れ時に降に証拠状態に変化がないことの証明にはなるが、受入れ前に電子証拠が改ざんされていないことの証明にはならない。

*9：故意による改ざんに対する制裁規定を設けるべきとする意見を紹介するものとして、民事裁判手続等IT化研究会「民事裁判手続のIT化の実現に向けて（報告書（案）」（第14回研究会資料14）103-104頁。

<https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/6839369/1120kenkyukai-siryoku14.pdf/6d2fab9e-05c5-4275-aff9-a70b27af4c52>（公益社団法人商事法務研究会Webサイト）。この制裁規定（案）に対しては、重過失等によって文書成立の真正を争う場合の制裁（民法230条）が相殺的に作用することもありうることから、改ざんへの制裁だけでなく、真正を争う理由を重過失なく説明できる技術的手当てが必要となる。

*10：メタデータを保持しないポリシーの組織がメタデータを付帯しない（あるいは付け直した）電子証拠を提出しようとするとき、（相手方に異議がなければ格別として）当該ポリシーの存在の説明や特段の真正立証を求めるべき事案がありうる。

*11：前注9・「民事裁判手続のIT化の実現に向けて（報告書（案）」103頁。

*12：本拙稿は、現時点での民事訴訟の技術水準に基づくものであり、今後の技術の進展により論旨を改訂すべき状況があらわれうること、及び個人的見解であることを付加する。

INTERVIEW：インタビュー



囲碁棋士

井山 裕太さん

井山裕太さんは、日本の囲碁界で史上初めて七大タイトルの同時制覇を二度も達成し、国民栄誉賞も受賞した第一人者です。

2日制の碁と一手30秒の早碁の違い、人間を超えるレベルまできたAIとの葛藤、中国や韓国の棋士たちとの闘い、後進の養成…。

自由な世界が広がる囲碁の魅力を語っていただきました。

聞き手・構成：芳賀 淳，木村容子，小峯健介

— 囲碁は、5歳のときにテレビゲームで覚えたそうですね。

スーパーファミコンと囲碁のソフトを父自身が遊ぶために買ってきて、それを隣で見ていて興味を持ったのが最初のきっかけです。

— ルールもゲームで覚えた？

打ってはいけないところに打とうとするとブザーが鳴ったりとか、そういう感じで徐々に覚えていったと思います。

— ゲームの強さはどのくらいだったのですか？

今と違ってものすごく弱くて、せいぜい5級ぐらいだったんじゃないですかね。だから、ルールをちょっと覚えて、少しできるようになれば十分勝負として楽しめるレベルだったので、ちょうどいい目標という感じだったかもしれないですね。

— その後、お祖父様（アマ六段）にも教えてもらったのですね。わざと負けてもらった記憶ってありますか？

あまりないですね。祖父もそうですし、祖父の前に父ともやっていて、父もまったくそういうところはなかったんで、当時は負けるたびに泣いていた記憶があります。

— そして視聴者参加の9路盤のミニ碁のテレビ番組に出たら、5週連続で勝ち抜いてしまった。

私とその番組をずっと見ていたら、母が勝手に応募していて、その番組の解説をされていたのが石井先生（石井邦生九段）でした。母が応募してなかったら、その出会いもなかったんで、今となっては感謝ですけども。

— そこで石井先生から弟子にというお話があったんですか。

番組の収録が終わって一局打ってみようかとおっしゃって、19路盤で7子置いて対局させていただきました。その当時6歳なので、これだけ置いたら勝てるだろうと思っていたんですけど、コテンパンにされて、子供心にすごく驚いたのを覚えています。

— 石井先生は井山さんのどこを気に入られたのですか。

先生がおっしゃっていたのは、とにかくすごく打つのが早い。早いんですけど、大事なところでは少し手が止まって、考えるタイミングとかそういうのが、何か先生の中で感じるものがあられたみたいで。

— いわゆる内弟子とか通いの弟子というスタイルではなかったんですね。

私がまだ小さかったですし、先生のご自宅と私の住んでいた所がかなり離れていたんで、内弟子や通いの弟子は難しい。ちょうどネット碁の走りのようなものが始まったので、これを使ってみようと思った先生が思われたんだと思うんです。インターネットを使って先生

のご都合のいいときに教えていただいて、トータルで1000局ぐらい教わっているんじゃないかなと。

— 師匠が弟子と打つのは2局だけという話もよく聞きます。ものすごく多いですね。

これだけ教えていただいた弟子はいないと思いますね。

— 対局後に対局者で検討しますよね。それはどんなふうに？

対局が終わると、先生にお電話で講評していただいたんです。祖父が先生のおっしゃっていることを電話で聞いて僕に伝えてくれました。

— 小学校3年で院生になって、中学1年で入段してプロになり、どんどんタイトルに近づいていきます。壁にぶつかったな、ということは何？

日本の小学生の全国大会で、小学校2年生のときと3年生のときに運よく優勝できたんです。そのごほうびも兼ねて中国のエリートたちが集まる大会に特別に参加させていただきました。こちらとしては向こうでも優勝できるだろうと思って行ったら、自分クラスはゴロゴロいました。この人たちと戦っていくには今までのようではいけないと思わされました。

プロになって16歳のときに全棋士が参加する大会で運よく優勝できたんですけれども、そこからの数年間は、タイトルに近いところまではいくけれども、なかなか大事な一局で勝てなくて。その時期は、技術的にもそうだし、何か足りないんだろうなというのをずっと感じながら、それが何なのかもはっきり見えなような中で戦っていたと記憶しています。

— それはどうやって乗り越えた？

これをやったからというのも特になんですけど。でも、とにかく対局中は誰も助けてくれないので自分をいかに信じ切れるかが一番重要だなということを、強い先輩方と戦って痛感して。自分に自信を持って臨むということは、より意識してやるようにはなったかもしれないです。

— メンタルトレーニングは？

そこまでのことはなかったです。スポーツも好きでよく観るんですけど、素人ながら、すごくプレッシャー

のかかる場面でどういう心構えで臨まれているのかなとか、少しでも何かヒントになればと、観ていたのは覚えていますね。

最もプロとして尊敬しているのはイチロー選手で、イチローさんもあれだけの準備をして毎日臨むという、やっぱりすごくお手本となる方ではありますね。

— 2日制の挑戦手合だと持ち時間が8時間ずつです。持ち時間は終盤まで残しておくタイプですか。

もともとはすごく早打ちでしたけれども、プロに入ってからどちらかというたくさん考える方になりました。特に2日制をたくさん経験させていただくようになってからは、できれば残しておきたいという思いはあるんですけど、その場面で後悔のない選択をしたという思いも強くなってきて、早い段階で時間がなくなることがある。どっちかというそういうタイプだと思います、今は。

— 終盤になって、もうちょっと残しておけばよかったなどお思いになることも。

しょっちゅうですね。毎回到近いぐらい思いますけど。そこは非常に難しいところです。時間をいくら残していてもそれまでに形勢を損ねてしまうとどうにもならないこともよくあるので。

— 2日制の碁と一手30秒の早碁との違いは？

本当にマラソンと短距離走ぐらい違う、感覚的にはですね。その辺の切り替えは非常に難しいし重要だなとは思っています。

一手30秒ですと、当然、読める量が限られてきますし、感覚的な部分で打つ手を選択していく比率が明らかに上がってくると思いますね。なので、自分の感覚では早碁の方がそのときの自分の状態が結構出やすいというふうに思っています。

もちろん逆に2日制の難しさも当然あるんですけれども、ある程度時間があればミスをしてでも立て直す、気持ちを立て直す時間があったりします。

— 着手で迷った際のモットーはありますか？

あまりにも選択肢が多くて、正直判断がつかない場面ならば、自分の打ちたい手というか、最初にこう思った手とかを選びやすいんですけど。

二者択一で、本当にどちらでも甲乙つけ難いときは、例えばこちらはちょっと先が見えないけど、一番自分の中で最善というか、険しい道のりだ。こちらは少しそれに比べるとリスクは少ないけれども、もしかしたら少し甘い手で最善ではないかもしれないという道。そういうときは、自分の感覚を信じて、険しくても最善だと思う道を選ぶ傾向にはあると思います。

—— 囲碁では「前に打った手の顔を立てるかどうか」が勝負の分かれ目のときがありますよね。

はい。囲碁をやっている人だと、たぶんみんな分かると思うんですけど、自分が前に打った手を活かすようにその後も続けていきたいんです。ただ、前に打った手が悪い手だと分かっているのにそれをやっちゃうと、どんどん取り返しのつかないことになっていくというのがよくあるので、本当に自分が悪い手を打ったなどというときは、つらい作業ですけど潔く認めて、忘れてというか断ち切って、またこの場面でどうしていくべきかができるかどうかはすごく大事だなと感じますね。

—— 対局以外の研究はどのように？

詰碁は、基本的には読む力を鍛える練習といわれていますけれども、そういう面もあるし、詰碁をやることで、野球選手でいうとキャッチボールじゃないですけど、その日によってすらすら解けるとときと、ちょっと詰まってしまうときとか、やっぱりあるような気がするんです。そういう状態を見るという面もあるような気がします。

プロ棋士の棋譜を碁盤に並べて研究するのは、もちろん今もあるんですけど、今はそれこそスマホでもパソコンでも、どこにいても見られる状態なので、碁盤に並べることもやりますけど、移動中にそういうものを見てチェックしたりとか、考えたりが多くなっているかもしれないですね、時間的には。

一番大きくここ数年で変わったのは、やっぱり人工知能ですね。自分が対局したものをAIに入力して、AIはどのような手を高く評価するかとか、そういうところも含めて、それを使っての研究に割く時間が多くなっています。

—— AIが勧める手を使いますか？

今は、人間よりもはっきりAIが上回ってしまっているというのが、まずひとつあるんです。先を見通す力とか、読むスピードとか計算のスピードとかでは、もうかきません。ただ、AIが打ったり、この手を高く評価していると言われても、実際に自分が打っていたら、やっぱり真似ができないなということがよくあって。それはAIはすごく先まで見通せているから、その手が選択できるのであって、人間では、ちょっとそこまでは無理というところだと。その場面ではその手が真似できても、あとが続かないとあんまり意味がないので。

自分が打ちたいと思った手を入力してみると、(AIの予測する)勝率が下がることがよくあることなので、それを見たときにどうするか。ただ、あまりにAIが示す勝率を気にしすぎてしまうと、何もできないとなってしまうがちなので、常に葛藤はありますね。

—— 人間の碁の魅力は？

人間の方はミスも出ます。正直言うと、ミスしたときに、その人の本当の力が出るんじゃないかなと思うところもあります。特に2日目の夕刻という極限に近いような状態でやっているとき、普通の元気な状態だったらあり得ないようなミスが出たりとか、逆に追い込まれた状況だからこそ出るような手があったりとか。そういうのはAIにはないものだと思いますし、ミスも含めて人間の勝負の面白さはあるのかなとは思っています。

この人のこの手はすごいなと感じられるのも人間の碁の魅力の1つかなとも思うので、そのあたりはAIの碁との違いはあるかなと思いますね。

—— 勝ち負けの繰り返しはストレスになりますね。

特に負けたとき、その次の対局はわりと短いスパンできますので、いかに前のことを次の対局には持ち込まないかというのは、すごく重要だなと感じています。囲碁の対局って、すごく孤独なので、自分が考えていることとか、対局中誰かに聞いてもらうこともできないし。

特に対局が終わった後は、あんまりひとりで過ごしたくないタイプかもしれないです、自分は。

—— 30年ぐらい前から中国と韓国が急速に力を伸ばしてきて、残念ながら日本は今は3番手です。

中国は本当に小さいときから英才教育のような形で、取りあえずやらせてみると感じます。そもそも人口も違いますし、本当にたくさんの子供たちに囲碁を教えて、すごく小さいときから鍛えて、残っていった人が、今の世界のトップグループにいるという感じだと思うんですけど。

1人で研究するというよりは、まとまってみんなで常に共同生活のような形で、それぞれ切磋琢磨してやる環境が整っているという、そういう印象はありますね。

—— 対戦してみると？

囲碁には、終盤の「寄せ」と呼ばれる段階があるんですけど、そういう（地を）計算をする力は、わりと囲碁の中では答えが出やすい分野です。そういうところは徹底的に鍛えられていることと、あとは序盤もみんなで深く研究をして、序盤はとにかく普段しっかり研究したものをぶつけて、その後の大事な場面に時間を残しておく。すごく勝負に徹底しています。やっぱり勝つのが非常に難しい相手たちだなと感じるし、重要な場面での集中力も含めて、すごく精度が高いという印象はありますね。

ただ、日本の棋士に比べてピークの年齢が早いんですけども、成績が落ちていくのも早いという傾向には、確かにあるような気がしますね。

—— ご自分が弟子を育てるとしたら？

自分がやってきたようにやらせるかどうか、正直分からないですね。ただ、中国、韓国、基礎的な部分をしっかり子供のうちから鍛えておくというのは、やっぱりすごく重要というか、いいやり方だとは思いますが。なので、そういうところは、私に限らずですけど、日本の今の子供たちを教えるような方たちも取り入れてやっていると思いますね。

—— 女性の棋士も活躍されていますね。

囲碁の世界でよく言われるのは、女性の方が積極的というか厳しい、わりと局地戦に力を発揮されるタイプの棋士が多いかなと感じるところはありますね。現状は、どんどん女性棋士のレベルも上がってきてい

て、実際今、一番近いところでいうと早碁棋戦なんですけど、男女全員出られる竜星戦という棋戦で、17歳の上野愛咲美さんという女性の棋士が決勝に進出したんです*1。

世界的に見てもトップで戦っている女性棋士も何人かいますので、男女差とか、そういうのはない世界かなと思いますね。

—— この記事を読んで囲碁を始めようという方に向けて。

囲碁は、序盤の構想だとか、全体を見る力が結構な比率を占めるゲームです。だから大人になって始められても、楽しめるというか、強くなれる方も多と思います。まずは、スマホのアプリとか。あまり難しく考えずに。

—— 気楽にということですね。

そうですね。それを一番お伝えしたいです。

—— 上達するコツがあれば。

やはり簡単なものでもいいので、詰碁とか。先ほどキャッチボールのようなものって言いましたが、最初はできなくても続けていると、筋トレも一緒だと思うんですけど、やっているうちに徐々に付いてくる部分はあると思うので。

—— 囲碁の魅力はなんでしょう。

ひとつは、男女差も年齢差も国による差もないし、もちろん言葉もいらないですし、誰もが平等に楽しめる。そこはやっぱり大きな魅力の1つだと思います。あとはその人のやりたいようにできる。こうでなければいけないというようなものでもないと思います。その辺が自由ですごく魅かれた部分だと思いますね。

プロフィール いやま・ゆうた

大阪府出身。日本棋院関西総本部所属。石井邦生九段門下。小学2年生のときに少年少女囲碁大会全国大会で優勝。中学1年生のときにプロ入り。2013年第37期棋聖獲得で史上初の六冠同時制覇を達成。同時に史上3人目の七大タイトルをすべて獲得。2016年に史上初の七冠同時制覇を達成。翌2017年には囲碁・将棋を通じて初めて2度目の七冠同時制覇を達成。日本の囲碁界で圧倒的な強さを誇っている。2018年国民栄誉賞受賞。

*1：このインタビューは2019年9月19日に行われた。その時点で第28期竜星戦のトーナメント決勝に、上野愛咲美・女流棋聖（当時17歳）が勝ち上がっていた。同月23日に行われた決勝では敗れて準優勝となった。全棋士が出場できる棋戦で、女流棋士の最高成績はこれまでベスト8だったが、その記録を更新した。

西スラウェシ州訪問報告

—弁護士活動領域拡大推進本部インドネシア部会—

リーガルサービスジョイントセンター

本部長代行 氏原 隆弘 (53期)

インドネシア部会員 楠本 維大 (56期)

インドネシア部会長 春日井太郎 (58期)

副本部長 重富 智雄 (65期)

1 インドネシア訪問の経緯について

2019年9月21日から25日にかけて、当本部のインドネシア部会では有志4名により第5回のインドネシア訪問を実施した。

インドネシア部会は、一昨年、当本部における在日外国人に対する法的サービスを検討する部会（在日外国人部会）から独立し、本年度はインドネシア部会として2回目の訪問となる。

今回訪問することになった西スラウェシ州は、2004年10月に南スラウェシ州から独立したばかりの州であり、前年の訪問の際、同州知事と懇談する機会をもったことがきっかけで今回の訪問が実現されることになった。

（なお、本訪問の渡航費用については、各部員が自らの費用を負担している。）

2 訪問内容について

(1) 商工会議所訪問

乗継の都合上ジャカルタでの宿泊を挟み、我々は25時間近くを駆けようやく目的の西スラウェシ州の州都マムジュ市に到着した。その後、先に現地に着いていたパンチャシラ大学の春名尋子教授と合流し、まずマムジュ市の商工会議所（カディン）を訪問した。

商工会議所はインドネシア全土の各地に設けられており、西スラウェシ州にも一つの商工会議所がある。商工会議所は、経済界の意見を代表して政府と連携協力し、企業育成、人材育成、投資環境の整備などを行っている経済団体である。

我々は、まず同州の特産品である布、コーヒー豆、チョコレート等についての紹介と説明を受け、その後、商工会議所の所長から歓迎の挨拶を受けるとともに、投資に対しては全面的に協力し、援助する意向であることの説明があった。



その後、事業者である商工会議所の各メンバーからは、商工会議所として投資対象になり得ると考えている案件の概要（鉱物、石油、魚介類（マグロ）、植物性油、果物、観光開発・複合施設の開発事業等）につき詳細な説明があった。

同州の商工会議所としては、インドネシアの首都移転先が対岸の東カリマンタンに決定したことを大きなビジネスチャンスとして、日本を含む海外からの投資に期待しているとのことであった。

(2) 州知事公邸訪問

次いで我々は州知事公邸において州知事と面会の機会をいただいた。

同州では、前日が州の独立記念日にあたり、州知事に

は多忙の中時間を割いていただきお会いすることができた。

州知事からの説明では、これまで同国に対する投資案件は実現までに多大な時間を要することが多かったものの、ジョコ大統領の方針に沿って、今後は早期に投資を実現させるよう体制を整えているとのことであった。また、州の振興という目的に沿った投資案件であれば、州政府が保有する土地は無償で使用を認めたいとの発言もあった。

具体的には、土地所有権が絡むもの、及び石油等の大型プラント案件は別として、数週間といった期間で許認可を出すところを目処としているとのことであった。

また、州知事の強い意向として、賄賂・汚職といった問題を介入させないように努力しており、トラブルがあった場合には直接州知事・州政府に相談してほしいという力強い発言をいただくことができた。

最後に、我々は州知事に対して当会会長の親書を手渡すことができ、州知事からは、「自分の父が生まれた際、父を取り上げたのが日本人の医師だった」とのエピソードも示され、親日的な一面を垣間見ることができた。

(3) 州政府における閣員からの説明

翌朝、我々は州政府庁舎を訪問し、州知事及び州閣僚メンバーから、西スラウェシ州の産業や特産品等について

詳細な説明を受けた。

同州は、石油・石炭といった天然資源のほか、金や銅といった鉱物が豊富であり、また、農林水産業に力を入れており、農業（米、コーン、フルーツ、コーヒー豆、カカオ）、畜産業（牛、ヤギ、鶏）、漁業（マグロ、えび、海藻、カニ、トビウオ）が特産品であるとの説明を受けた。

また、同州は医療機関が充実しており、A～Dに分類されたクラスのうち、Bクラスの病院が27箇所あること、看護学校が州内に3箇所あり、毎年200～300人の生徒が看護師資格を得ているとのことであった。ただし、看護師等の医療人材は現在州内では供給過多の状態にあり、看護師資格を得られても、州内の医療機関に就職できる者はわずか10～20%ほどであり、看護師資格を得たとしても、結果として他の仕事に就かざるを得ない者が多数いるとのことであった（次項参照）。

西スラウェシ州は豊富な天然資源や、多種多様な農林水産物、そして、多数の看護・介護人材が供給可能な状態であり、日本にとっても大きな魅力を秘めている地域であるものの、生産品の加工技術や、人材の供給制度といった技術・制度の確立に課題が多く残されており、日本からの投資や技術・制度構築支援等によって、大きく発展するポテンシャルがある地域であると感じることができた。



閣僚の方々と会議



州知事の執務室

(4) 看護学校訪問

その後我々は、西スラウェシ州の看護学校を訪問し、同校の現状と今後の課題等について事情を伺った。

まず我々は、同校の校長と面談し、同校が投資を受けて施設・教育の拡充を図り、卒業生を様々な分野や職種に送り出したいと考えている旨を伺った。

また、同校は、日本でいう専門学校であり、高校卒業後に入学し、3年間にわたり看護教育を受け、看護師を養成する教育機関であるとのことであった。

入学時の倍率は約2倍で、受験生約100名のうち50人程度が入学するものの、同校の卒業生の進路については、看護師として医療機関に進む者は限られ、公立病院・私立病院に就職する者とあわせても、同州において看護師として就職する卒業生の割合は10%程度にとどまるとのことであった。そのため、多くの卒業生が西スラウェシ州を出ていくが、最近ではカリマンタン島で就職する卒業生が多いとのことであった。

日本でもインドネシア人の看護師の受け入れが始まっているが、食事等の日常生活上の問題も多く、実務的には対応できているとはいえないのが実情である旨を伝えると、西スラウェシ州のみならずインドネシア全土で、日本はインドネシアに比べて給与が高いのでとても人気があるとのことであった。インドネシア人は、親日的で礼儀正しいので、西スラウェシ州からも多くの看護師を日本に就職させたい、看護師に限らず、介護士・ヘルパー等であっても日本で就職したいと考える学生はとて多いとのことであった。

我々は、日本に看護師を送り出すために必要な様々な問題を議論したが、最も重要な問題は、やはり日本語の教育をどのように行うかという点であるとのことであった。その他、送出機関の整備、適切な人材の育成・選定、信頼できる受入機関とのスムーズな連携等の様々な問題があることについても議論をしたが、西スラウェシ州には未だ国外のエージェントが参入していないとのことであり、日本企業が優秀なインドネシア人の看護師・介護士の確保

という観点からも同州は大きな可能性を秘めていると実感された。

(5) マジェネ市訪問

最後に我々は、西スラウェシ州の最南端に位置するマジェネ市を訪問し、市長及び担当者からマジェネ市の産業等の現状につき説明を受ける機会を得た。

西スラウェシ州マジェネ市では多くの市民が農業と漁業に従事しており、同州が今後積極的に産業振興を進めたいマグロとトビウオの漁獲高が同州で一番とのことであった。

また、就労先が限られていることから、看護・介護といった職種に関し、日本をはじめとした諸外国に人材を提供することを検討している旨の発言があった（現時点でもサウジアラビアに対して70名ほどが派遣されており、今後海外に派遣できる看護師も相当数存在するとのことであった）。

我々はここでも、看護・介護に関して人材不足に陥っている我が国と利害が合致していることから、例えば特定技能での在留資格の取得、受け入れ等、我々が弁護士として関与していくことができる余地が大きいとの感想を抱いた。

3 終わりに

西スラウェシ州はインドネシアの東部に位置し、現在は日本からのアクセスも良好とはいえない。しかし、インドネシアにおいては、2019年8月に首都移転が発表され、候補地は西スラウェシ州の対岸にある東カリマンタン州とされている。そうすると、首都移転を契機として、同州が飛躍的に発展する可能性が高い。

このようなタイミングで、ほとんどの日本人が訪れたことがない同州を訪問する機会を得られたことは、今後、部会の活動を継続していく上で大きな意味を持つように思われる。

work with Pride PRIDE 指標 2019 ゴールド受賞と カンファレンス参加の報告

性の平等に関する委員会委員 松永 成高 (66期)

1 PRIDE 指標ゴールド受賞

当会は、本年度PRIDE指標に応募し、ゴールドを受賞した。授賞式には、池田和郎副会長と筆者が参加した。

なお、本年度194の企業・団体が応募し、152団体がゴールド、8団体がシルバー、12団体がブロンズを受賞した。



2 カンファレンス

2019年10月11日、東京ミッドタウン日比谷にて、PRIDE指標の表彰を兼ねたカンファレンスが、「ブレイクスルー～新時代に向け、LGBTの取り組みをもう一步進めるには?～」をテーマに開催された。

当日は、小島慶子氏の総司会のもと、当事者（界隈の著名人を含む）や経営者の方々による濃密なパネルディスカッション、特に先進的で顕著な取り組みとされる「ベストプラクティス」の紹介等が行われた。

3 当会の取り組み

当会が行った主な取り組みとして、昨年度の職員就業規則等の改正が挙げられる。同改正により、各種の福利厚生制度（結婚、出産、育児等の際の休暇や支給金など）について、同性婚の職員も利用できることになった。規則改正後、職員対象の研修を実施し、性的少数者である職員からの申請により必要な対応がなされるよう、職場環境の整備が行われた。

その他、当会の規則等で、「セクシュアル・ハラスメント」の定義に「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動」を含めていること、性の平等に関する委員会にセクシュアル・マイノリティPTを置き、セクシュアル・マイノリティ電話法律相談、研修、公開学習会等の人権擁護活動、啓発活動を行っていることが認められ、弁護士会として初のゴールドの受賞につながった。

4 おわりに

「LGBT」の語とともに近年耳にすることが増えた性的少数者の問題は、まだまだ議論の発展と社会の変化の途上にある。社会を身近なところから変えていく余地が大きく残された。馴染みのない話題であると思われた方は、敬遠せずに一度勉強してみると、意外な出会いがあるかもしれない。

PRIDE 指標とは

任意団体「work with Pride」は、2016年、職場における性的少数者への取り組みの評価指標である「PRIDE指標」を策定した。

この指標では、「行動宣言」、「当事者コミュニティ」、「啓発活動」、「人事制度、プログラム」、「社会貢献・渉外活動」の5分野の評価項目が定められ、企業等の団体は、各分野の評価項目のうち一定数に該当することで、当該分野の得点を得ることができる。5点満点に対してはゴールド、4点に対してはシルバー、3点に対してはブロンズの各賞が与えられ、表彰の対象とされる。

<https://workwithpride.jp/pride-i/>

シンポジウム「自治体職員必聴 まだ間に合う！民法改正と自治体実務」 実施報告

弁護士活動領域拡大推進本部 自治体連携センター委員 内野 真一 (57期)

2019年10月30日午後2時よりクレオBCにて、都内より100名を超す自治体職員等の皆様に参加いただき、本シンポジウムを開催した。

1 基調講演

九州大学大学院の田中孝男教授の自治体勤務経験も踏まえた基調講演では、私経済活動の他、権力的活動にも民法の適用・類推適用があり影響が大きいこと、旧法の適用に注意すべきこと等が指摘された後、消滅時効等の各論的考察がなされた。

消滅時効の点では、多くは知った時から5年となること、地下鉄運賃や国民健康保険料、児童手当等短期消滅時効が残っていること、賃金債権の短期消滅時効見直しと職員の給与や年次有給休暇への影響の可能性、短期消滅時効が廃止された水道料金や病院診察費、学校給食費等の旧法適用に関し、特に給水契約では長期間残ること、施行日後の時効更新・完成猶予事由発生の際は新法適用となり、担当職員に協議を行う旨の合意締結の努力義務を認める見解もあること等の指摘がなされた。

法定利率の点では、公営住宅の遅延損害金変更に伴う条例整備の必要性、約定利率の任意見直しの有意性等が指摘された。

保証の点では、保証人への情報提供義務につき個人情報保護法制の検討必要性、個人根保証で契約書に極度額明記が必要となり、公営住宅や新規採用職員の身元保証でも明記がないと保証契約が無効となること、公営住宅のモデル条例も保証人規定が削除され保証人制度の維持を再検討すべきこと等が指摘された。

定型約款の点では、不特定多数相手のものは条例を含め定型約款と考えた方がよいこと、約款表示が積極的公表を要し告示・掲示だけでは不足する可能性のあること、水道



料金、公の施設の利用料、情報公開コピー代実費値上げの際の要件具備の確認必要性等が指摘された。

2 パネルディスカッション

続いて、田中教授のほか、自治体勤務中の辻崇成会員、尾関信行会員、和光浩樹会員をパネリストに迎えた、海老原佐江子会員のコーディネートでのパネルディスカッションでも、消滅時効等を中心に現場経験に即した議論が展開された。

消滅時効の点では、主観的起算点と客観的起算点は、学校奨学金で退学時一括返済の期限の利益喪失条項がある場合等に不一致が考え得ること、公務員の主観的起算点早期認定の危険性、債権管理マニュアル等の見直しと迅速処理の必要性、学校給食費は卒業まで旧法が続くか疑問等の指摘がされた。

法定利率の点では、条例や契約への利率明記の有益性、市中金利との乖離から引下げられた経緯から、福祉的性格等も考慮し違約金利率見直しを検討すべきこと等が指摘された。

保証の点では、極度額の適切性につき、病院保証では、精神系を除き入院期間が平均3～4ヶ月で、その間の治療費等を過去の例を参考に推算する方法があること、公営住宅は国交省通知が参考になること、保証人を求めるかは、

特に困難な場合は不要とする方法や法人保証等もあり，他自治体の動向も踏まえ検討するだろうこと，保証人への情報提供に関し，主債務者の連絡先提供は対象外のため，事前に情報提供の同意書を得れば個人情報保護条例をクリアできるか，所管課との調整が考えられること等が指摘された。

定型約款の点では，要件を具備しないものは従来の判例法理に従うこと，条例規則や要綱も対象となり，上下水道，公営バス等の交通，補助金，貸付金等対象となり得ること

等の指摘がされる一方，どこまで対象となるかの疑問も指摘された。

3 まとめ

以上のとおり，盛況の内充実したシンポジウムが開催され，多くの参加者からも高い評価を得ることができた。このような企画を契機として，今後一層，自治体法務に関し，自治体関係者と弁護士会との連携がより強化されることが期待される。

第34回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

総務委員会委員長 遠藤 常二郎 (39期)

当会人権賞選考委員会（委員長 福田泰雄一橋大学名誉教授）は，2019年度の人権賞受賞者を決定し，昨年11月28日に司法記者クラブで発表した。受賞式は2020年1月10日の当会新年式で行われる。受賞者の紹介は次のとおりである（敬称略）。

◎特定非営利活動法人 OurPlanet-TV

代表理事 白石 草

特定非営利活動法人 OurPlanet-TVは2001年に設立した非営利の報道機関で，社会的弱者，少数者の視点から独自番組を制作し，インターネットで配信しているほか，ガンブル依存症患者や被災地の子どもを対象にした映像ワークショップなどにも取り組んでいる。特定の企業や行政等からの広告収入を得ない，独立性の高い運営を行っており，現在は認定NPO法人である。

2011年3月の東京電力福島第一原発事故後は，被災者が不安を抱えている子どもの健康問題などについて幅広く取材。国のバックアップのもとに開始された福島県の「県民健康調査」等をはじめ，被災者の視点で継続的に取材し，Web報道，論文，講演等によって広く市民に情報提供し，原発被災者の権利救済，さらには放射線被曝や研究倫理等に対するリテラシー向上につながる活動を展開してきた。

福島県の「県民健康調査」では，事故当時18歳以下だった38万人を対象とした甲状腺検査が実施されており，現在200人が甲状腺がんと診断されている。想定より多くの患者が見つかることをめぐり，県の検討委員会等においても，原発事故との因果関係が活発に議論されているが，時間の経過とともに，テレビ，新聞等のマスメディアは，この内容や問題点を十分に引き上げなくなりつつある。こうした中，OurPlanet-TVは独立メディアとして，同調査の結果や内容を正確に取材・分析し，報道を重ねてきた。こうした報道の蓄積は，多くの被害者のこれからの健康管理や補償の在り方，さらには将来のエネルギー政策をも含めた原発にまつわる諸問題に対して，合理的，民主的な解決を積み上げていくための不可欠な要素である。

また事故から5年後の2016年3月に制作した『子どもたちを守りたい～県境を越えてつながる母親たち』では，自分たちの手で基金を立ち上げ，甲状腺エコー検査を始めたり，地元の行政に働きかけて独自検診を実現させた東葛地域（茨城県・千葉県北西部・埼玉県南東部）に住む母親たちの粘り強い活動を伝えた。その活動は，自ら声をあげられない子どもたちを守ることにつながる。映像化および書籍化することはまさに在野の人権活動に光をあてるものであり，東京弁護士会人権賞の受賞に相応しい団体である。

印象深い本年度常議員会の議題について

常議員会議長 若松 巖 (36期)

1 はじめに

私は、常議員の経験は、本年度で4回目です。

本年度は、柴垣明彦常議員が副議長になっていますので大変心強いです。さて、本年度もいろいろと議題が上がっています。常議員の熱心で、真摯かつ鋭い質問や意見については感服しています。本年度の常議員会では、動議が提出されたところ、動議が成立し、提出された動議の内容で議決された案件が1件あり、また八王子会館売却の議案に関して、常議員から提出された関連議案も併せて総会に付議することを求める動議が出されて審議されましたが、熱心な討論のあと結局は否決されました。

2 法定代理人の文言の削除

2019年6月7日に、成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が成立しました。これにより弁護士法等の一部改正がなされ、弁護士等の欠格事由から成年被後見人及び被保佐人が削除されたため、これに応じた規定が検討されました。当初の会則案18条の2は、「弁護士会員が精神の機能の障害を有する者であるとの医師の診断を受け、かつ、その障害により弁護士の業務の継続が著しく困難となったときは、当該弁護士会員又はその法定代理人は、遅滞なく、本会にその旨を届け出るものとする」となっていました。この改正案は、第5回常議員会で審議されましたが、常議員の中から、「障害があると診断された弁護士会員のほかに、その法定代理人も届出を義務付けることは会則が当会会員のみを名宛人とした規範であることに照らすと不相当である」との意見がありました。

執行部は、この指摘を受けて、日弁連とも協議した結果、法定代理人を削除しても、削除しなくても可ということになり、2019年10月7日開催の第6回常議員会に、法定

代理人を削除した案を再提案したところ、これが承認されました。

3 傍聴許可について

2019年11月15日には、第7回常議員会が開催されました。議題のひとつに八王子会館の売却の議題がありました。多摩支部の会員が、多摩会館で傍聴をしたいとの希望がでて、執行部は、インターネットを経由してクレオの議事運営の状況をクレオから多摩会館に映像と音声を送信する予定でしたが、この映像と音声の送信による見聞と聴取が会則54条1項にいう傍聴に当たるのか否かが検討課題になりました。会則54条1項の傍聴は、文字通り解釈すれば、傍らで議事を見聞し、聴取するという意味ですから、傍聴をする弁護士会員は、クレオの会場内にいることを前提とした規定であると解釈されてきたはずですが、しかし、IT技術の進化に伴い、情報の伝達が容易になったため、立川と霞が関が瞬時につながる状況になりました。このような状況のなかで、弁護士会員の氏名が明らかになっており、議事を聴取する場所が多摩会館であれば、本会会員が議事の映像と音声を多摩会館で見聞聴取することは傍聴に該当すると解釈すべきとの結論に達しました。常議員会の議題が、八王子会館の売却の可否であり、多摩支部会員の傍聴希望を尊重すべきとの判断もありました。

今後は、常議員会だけではなく、総会でも同じような問題が起こる可能性がありますので、会則の変更を含めて検討する時期に来ていると思います。

4 結び

以上のほかにも印象深い議題がありました。紙面の都合で掲載できません。今後とも柴垣明彦副議長の助けを借りて、気を抜かず円満な議事進行に努めたいと思っています。

常議員会副議長席からの景色



常議員会副議長 柴垣 明彦 (44期)

常議員への立候補の打診が、2018年の秋ごろあった。直近では2015年度の常議員（副会長の後役として）をやっていたので、なんでそんなすぐという思いでいたところ、場合によっては副議長含みだということ。

常議員になって何が楽しいかという、議案について質問や意見を自由に発言できること。副議長になるということは、常議員であるのに、質問や意見を発言する機会は一切奪われることを意味した。

抵抗をしたが、適齢期にほかに候補がないという会派執行部からの説得を受け入れざるを得なかった。

しかし、実際に副議長に就任してみると、それなりに面白い。確かに会議が開かれているときは、冒頭に定数の確認をするくらいしか発言機会はない。しかし、常議員会開催の一週間ほど前に、理事者と常議員正副議長との間で議案の確認や議事進行についての打合せ会がある。ここでは、若松巖議長が適切な進行をするための視点や若い常議員に理解を深めてもらうという視点から、理事者に対して議案の内容を確認する質問をしたり、配布資料の補充などを要望される。さすがと思う瞬間である。

私はどうか。若気の至り（議長と比較してということですが）というか、進行に関する発言よりは議案の内容に関して個人の意見も含めて発言をしている。役割を逸脱している可能性もあるところだが、理事者もそれを受け止めてくれている（と信じたい）。そのため、会議で発言ができないというストレスはほとんどない。

では、今年度の常議員会はどんな様子か。全体としては、静かな常議員会であるという印象だ。60期代の常議員が多いことはこの数年と変わらないはずであるが、やはり彼らの世代に関心のある議案が多くないことの反映か、はたまた理事者や関連委員会などからの議案に関する情報発信がまだ足りないということか。いずれにしても、常議員会は総会に次ぐ弁護士会の意思決定機関であり、この会議で活発な議論が行われ、さらには若い世代の意見が会の意思決定に反映されていくことが大切だ。弁護士会全体の活性化、若手の会への参加をより進めるためにも、これからも理事者や常議員会正副議長の役割は大きい。

本年度前半の会議では、一度予定外の進行となったことがあったが、ある意見書の書きぶりについての意見が活発に出たことによるものであり、議長団としては歓迎するものであった。本年度後半には、財務に関連する議案も出てくるのではないかと。まさに会費の使い方に関するものであり、最終的には来年度予算につながるものだ。常議員会での活発な発言が、何より求められる。

残りあとわずかだが、常議員の皆さんにはより積極的に発言をいただくことを期待したい。また、会員の皆さんは常議員に誘われたときは、ぜひこれを受け、弁護士会の意思決定過程に参加してほしいと思う。

最後までよろしくお願いしたい。

IT時代の弁護士会

監事 加納 小百合 (47期)



「監事って何をされるんですか？」とよくご質問を受けます。一言でいえば、当会の財務監査をするのですが、具体的には、週2回の理事会、常議員会、総会、財務関係の委員会やPTへ出席しながら、基礎調査及び月次監査を行い、次年度の定時総会に提出する監事意見書を準備する、という日々です。特に今年度は、当会の財政健全化が焦点となっており、責任とやり甲斐を感じております。

さて、財政健全化でよく話に上るのが「弁護士増員で、会費収入も増加しているはずなのに、なぜ財政が悪くなるのか？」という点です。弁護士の活動分野の拡大による財政規模の増大、との面もありますが、OA関係費用もなかなかのくせ者です。巨額を投じてシステムを組んでも、その後も保守費用がかかるうえ、会の組織改編や制度変更も多く、その度システム改修・追加が必要となり、費用が増加

します。昨年度の監事意見書によればOA関連費用は単年で2億1733万円。これはIT化社会の到来以前にはなかった費用です（かといって事務合理化により人件費が下がっている訳ではありません）。今は、紙ベースの事務処理と、OAシステム上の処理が混在し、多くが二重に存在する状況です（ペーパーレス化の試みもまだ途上です）。

とはいえ、裁判でもIT化が開始され、弁護士会にも市民へのサポートが求められている今、弁護士会がIT化を放棄することは考えられません。

IT時代の弁護士会が、何を残し、何をカットし、何を発展させていくのか。弁護士に課せられた人権擁護と社会正義の実現と、財政問題をどう均衡させるか、難しい舵取りが必要とされる時代なのだ改めて実感する毎日です。

弁護士会の予算編成について

監事 吉田 修 (50期)



弁護士会は、弁護士自治を維持し、社会正義・人権救済等のために様々な活動を行っていますが、そのためには「お金」が必要です。このお金については、弁護士会は予算編成を行いますが、毎年11月ごろに各委員会等から予算要望書を頂き、12月ごろから2月ごろまで予算編成会議を行って、3月ごろに予算の原案を組み、年度が替わって、最終的には翌年の執行部が決算・予算を確定し、総会議案になります。予算成立後も、個々の支出の執行に当たっては、理事者・理事者会の承認手続きを経て厳しくチェックしています。

この予算編成の手続きについては、毎年の理事者の任期が4月から3月までの1年であるため、予算を組んだ当年度執行部としては最終的な予算承認は次年度執行部に任せなければならないこと、予算を引き継いだ次年度執行部と

しては、就任直後のまだ状況もわからない時期に、基本的には前年度の執行部が作成したものを引き継ぎ短期間で修正し総会決議を得る必要があること、予算執行においては予算編成の経緯がよくわからず、また、必ずしもその年度の方針と合わない予算の執行を検討しなければならないことなど、歯がゆい部分も多い感じだと思うことがあります。執行部の任期が1年なので仕様が無いのですが、その年度の執行部としてはその方針に従った予算を検討する十分な時間がなく、前年度の決めた予算執行の抑制が難しいし、予算で承認を得ていると考えている委員会等と対立することになってしまいます。このような形で抑制均衡が働く合理的なシステムとも言えますが、その調整役の執行部は大変だなど思ってしまうところです。

2019年10月23日開催 東京地方裁判所委員会報告

「民事訴訟手続のIT化について」

東京地方裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 内藤 順也 (43期)

2019年10月23日に開催された第48回東京地方裁判所委員会についてご報告します。今回のテーマは、「民事訴訟手続のIT化について」でした。

最初に、東京地裁商事部の部総括裁判官から、民事訴訟手続のIT化の現況に関する説明がありました。2017年に内閣官房が設置した「裁判手続等のIT化検討会」で、①「3つのe」(e提出, e事件管理, e法廷)の実現, ②その実現のプロセスについて、フェーズ1(現行法の下でのウェブ会議・テレビ会議等の運用)、フェーズ2(新法に基づく弁論・争点整理等の運用)、フェーズ3(オンラインでの申立て等の運用)のアプローチを採ること等が取りまとめられ、2018年から「民事裁判手続等IT化研究会」において、その具体的な論点等が検討されています。フェーズ1は現行法で実施可能、フェーズ2, 3は法改正が必要ですが(フェーズ3については、システムの導入も必要)、法改正についても現在同研究会で議論されています。

次に、同裁判官から東京地裁におけるフェーズ1の実施に向けた取組について説明がありました。対内的には、地裁内部にIT小委員会(PT)を設けるほか、IT機器操作習熟会、民事研究会等を通じて裁判官、書記官が準備をしており、対外的には、東京三会とのIT幹事会、東京三会、大阪弁護士会それぞれとの模擬手続の実施等の弁護士会との協働により、準備を進めています。2020年2月から、東京地裁の通常部11か部、知財部、商事部、労働部、建築部の合計21か部で運用が開始され、その後、民事訴訟を行う残りの27か部でも順次運用が開始される予定です。

フェーズ1におけるウェブ会議には、「双方当事者不出頭型」「一方当事者不出頭型」があり、裁判所、当事者双方が事件単位でマイクロソフトのTeamsを作成し、手続を進めることが予定されています。実際に東京地裁と弁護士事務所をつないで模擬手続を行

ったところ、反省点として、東京地裁の通信環境が良くなかったため、実施時にはワイヤレスではなく光回線を利用することにしたとのこと。手続自体は、問題なく進めることができそうであるというのが担当者の感想です。

その後、模擬手続のビデオが上映されました。実際にどのような画面を通じ、どのような手順でウェブ会議が行われるのか、理解できました。

次いで、委員と裁判所で質疑応答が行われました。裁判の公開との関係(→裁判所：フェーズ1の手続は元々非公開だが、フェーズ2, 3については議論中である)、ウェブ会議の内容自体を記録しないのか(→裁判所：記録しない前提で議論が進んでいる)、民事訴訟手続を全て電子化すべきではないか、当事者、代理人の認証をどうするか、脆弱なTeamsでセキュリティは大丈夫か、ネットに精通していない当事者の本人訴訟に留意すべきである、高齢者や社会的弱者に配慮すべきである、悪質な業者等が濫訴に利用することを防ぐべきであるといった質問や意見が委員から出されました。

次回委員会(2020年2月12日開催予定)のテーマは、「裁判所における外国人対応について」です。

特記事項として、東京地裁としては、現在19人の委員のうち、5人が裁判所関係者であり、国民の意見を聴く場としては多いと考えるので、5人中2人は新たに民間人から任命したいとのこと。また、今回の委員会において、弁護士会からオブザーバー1人の傍聴が認められました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207

OKINAWA

第25回 全国の単位弁護士会に沖縄部会ができることを目指して

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会長 藤川 元 (35期)

1 沖縄における「法の支配」の現状

弁護士会が司法改革を唱え、法の支配の実現を目指してさまざまな諸政策を展開するようになってから長い時間が経過した。法の支配の目的とするところは人権保障であり、日本全国どこに住んでいる国民でも等しく十分に人権が保障されるような国であることを目指して改革していくことが重要な課題である。

ところで、そうした、法の支配が行きわたった社会を目指そうとするとき、沖縄の現状を見るならば暗たんたる思いを禁じえない。沖縄には、第二次大戦以後、日本の捨て石となってきたという歴史がある。現在においても、国土面積にして0.6%しかない沖縄県に面積として米軍専用基地の70%が置かれている。その上で、日本国政府が米国に対して、独立国とは思えないほどの卑屈な姿勢を保ち続け、法にかなった堂々たる主張をすることができない、という事実が加わり、現在の沖縄は、日常的に法の支配が行なわれないという、日本の中にあっては特別な地域になってしまっている。米軍が関与した事件、事案で、憲法で保障された人権が侵害されたままとなることは枚挙にいとまがない。そして、こうした状態を正すべき裁判所は及び腰である。では、司法改革中の私たち弁護士は、この沖縄の問題とどう接したらよいのか。

2 弁護士会に対する市民の期待

ところで、沖縄問題対策部会（沖縄部会）では、第二次大戦末期に、日本で唯一住民を巻き込んだ地上戦が行なわれた沖縄戦において、沖縄県に配置された日本軍守備隊の組織的な抵抗が終わったとされる1945（昭和20）年6月23日を、戦争の悲惨さを

忘れないため、6月23日前後の土曜日の午後にクレオにおいて、沖縄戦および沖縄が現在かかえる問題をテーマとしたシンポジウムを開催することとし、昨年6月22日で3回目となった。

毎回、クレオBCが満席となるうえ、シンポに関するアンケートに対する参加者の評は、回答数がとても多いこと、回答内容として「満足した」とするものの割合がとても多いことに加えて、自由に意見を書いていただく寸評の欄にも多くの好意的な意見が寄せられており、大好評といえる。このアンケート結果から、毎回、私たち、沖縄部会員が思うことは、沖縄の問題に関する弁護士会への期待の大きさである。昨年のアンケートへの回答（出席者200名、回答123名）の中から、いくつかご紹介する。

(1) 本日のシンポジウム（講演と対談）全体についてのご感想はいかがでしたか。

満足	78%
やや満足	16%
やや不満	5%
不満	1%

(2) 沖縄問題への弁護士・弁護士会の取り組みに対しご意見・ご希望がありましたらご自由にお書きください。（以下は多くの回答からピックアップし、各回答の内容をまとめたものを記載する。）

- ① 最近法曹界さえ安倍政権への付度が感じられるこの頃、(辺野古に関する法律違反の事実を)指摘できるのは弁護士だけだと思うので法律違反の事実を発信してほしい。
- ② 今後も東京弁護士会の取り組みに期待している。
- ③ 弁護士の皆さんは心強い存在。今後も国民のサポートをお願いしたい。

- ④ あの海をそのまま残し全ての基地をなくす方向で弁護士さん達に一体となって取り組んでほしい。
- ⑤ 今後も心あるヤマトウンチューが増えることを願っている。今日は涙して聴いていた。
- ⑥ 全国各地でこのようなシンポを開催して国民に訴えてほしい。他団体とも協力して沖縄の問題につき多くの人が行動を起こす原動力になってほしい。辺野古の問題は沖縄だけの問題ではなく日本全体の問題であることを訴えてほしい。
- ⑦ 若い人たちに沖縄問題の大切さをもっと知ってもらえるよう頑張ってもらいたい。
- ⑧ このような会が行なわれていることを、もっと広く知らせてほしい。新聞等で知るよりも大変勉強になった。
- ⑨ 今後も鋭い切り込みでリードしてほしい。
- ⑩ 司法の立場で国の暴挙を強く差し止めることを実現してもらいたい。日本の三権分立が機能するよう、弁護士会も行動を起こしてほしい。
- ⑪ 権力の横暴が目に見える。まともな社会を次世代に残してほしい。
- ⑫ 沖縄にもっともっと国民全体が寄り添う気になるよう、今後もシンポを続けてほしい。

3 沖縄問題が拡がらない弁護士会

- (1) 上述のアンケート結果の参加者の意見は、昨年ばかりでなく、第1回目、第2回目においてもほぼ同様な意見が寄せられていたところである。沖縄シンポに参加した市民からは、何年にもわたって弁護士会へ期待する旨のメッセージが発せられているのである。
- (2) しかるに、弁護士会は、沖縄問題に関して、なかなか拡がりを作れないで来た。

当会は、2019（平成31）年3月13日に、沖縄弁護士会が2018（平成30）年12月10日臨時総会を開催して全国の単位弁護士会の全てに呼びかけられた「辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強い、その尊厳を踏みにじるものであることに鑑み、解決に向けた主体的な取り組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議」を圧倒的多数の賛成で可決したことを受け、「普天間基地の辺野古移設に明確に反対の意を示した沖縄県民に寄り添い、政府がその民意を尊重し真摯な対応をすることを求める会長声明」を発した。

そして、この会長声明の中で、「普天間基地の辺野古移設問題は、沖縄だけではなく日本全体の問題であることから、当会は、個人の尊厳と法の下での平等及び地方自治の本旨を守るため、沖縄県民に寄り添い、沖縄弁護士会をはじめ全国の弁護士会と連携し、いま何をすべきかを引続き検討する決意である。」との意思を示した。

しかし、「全国の弁護士会と連携」することについて当部会でも協議したが良策がなかなか出ない状況であった。

4 第二東京弁護士会に沖縄部会が誕生

そうした中で、第二東京弁護士会の人権擁護委員会の中に2020年度より沖縄部会が設置されることになったことは朗報である。当部会では、この話を聞き、早速、第二東京弁護士会の鳥海準・人権擁護委員会委員長、藤田裕・同委員会担当副会長をまじえて懇談会をもち、今後、各種の企画などで協力することを約束したところである。全国の単位会で、さらにこのような動きが拡がることを期待する。

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第98回 天皇の代替わりについて法律家が押さえておくべきこと

憲法問題対策センター副委員長 棚橋 桂介 (66期)

(Aは法科大学院の学生, Bは実務家教員(弁護士)である。)

A: 先生, 先日の天皇の代替わりについて質問があります。

B: 勉強熱心ですね。ご質問の内容は?

A: あの儀式は, 憲法から見て問題はないのでしょうか?

B: 2019年10月22日に行われた即位の礼と, 同年11月14日と15日に行われた大嘗祭のことですね。具体的にどういう点が問題だと考えるのですか?

A: まず即位の礼については, 政教分離原則や国民主権原理の趣旨に反するのではないかという疑問があります。

B: 即位の礼は皇室典範24条に根拠規定がありますね。

A: はい。でも, 儀式の存在が法律レベルで認められ, 儀式の存在自体は憲法上許容されるのだとしても, 当該儀式の内容については憲法の統制が及ぶと考えます。

B: ええ, そう考えるべきでしょう。関連裁判例は調べましたか?

A: はい。大阪高判平成7年3月9日行集46巻2~3号250頁が, 傍論ながら, 旧登極令及び同附式*1を概ね踏襲したこと, 神道儀式である大嘗祭諸儀式・行事と関連づけて行われたこと, 天孫降臨の神話を具象化したものといわれる高御座や剣, 璽を使用したこと等から, 宗教的な要素を払拭しておらず, 少なくとも国家神道に対する助長, 促進になるような行為として政教分離規定に違反する疑いに言及し, 天皇が主権者の代表である首相を見下ろす位置で「お言葉」を発したこと, 同首相が天皇を仰ぎ見る位置で「寿詞」を読み上げたこと等, 国民を主権者とする現憲法の趣旨に相応しくないとされる点が存在するとも述べています。

B: 最高裁の判例はありませんか?

A: 最判平成14年7月11日民集56巻6号1204頁などいくつかの最高裁判例があるものの, 判断対象が即位の礼と大嘗祭への県知事らの参列行為に絞られており, 国の行為については直接判断されていません。

B: よく勉強していますね。今回は昭和から平成への代替わりの前例を踏襲しているので, 大阪高裁が指摘した問題点は今回も当てはまるということですか?

A: そう考えています。

B: 着眼点及びお考えの筋としては, 概ねそういうことでよいのだと思います。私から付け加えるべきこともさほどないのですが, 今回は前回と違い準備期間が十分あったはずですね?

A: はい。皇位継承を実現する退位特例法の成立が2017年6月でしたから, 検討・準備の時間は十分あったはずですが, にもかかわらず, 政府の式典準備委員会は3回合わせて1時間余りの会合で前例踏襲を決めた報道されています。

B: そうすると, 既に司法が違憲の疑いがあると指摘した点について, 行政が検討する十分な時間を与えられながら検討をせず, 安易に前例を踏襲して, 前例と同じく違憲の疑いのある形で儀式が行われることとなったといえそうですね。

A: なるほど, 司法がボールを投げたのに行政がそれを黙殺して, キャッチボール*2になっていないということですか。

B: あと, 政教分離については, 天皇との関連においては, 信仰内容が君主(天皇)支配を正当化する内容を持ち, 天皇が俗人ではなく聖職者としてそれに関与する形をとるため, 国家機構の諸活動と社会的現実の側に属する宗教との接触のあり方を規律する政教分離法理一般の現れ方と違いがあること*3を押さえておかなければなりません。また, 世襲の天皇制が, 平等な個人の創出を理念とする現行憲法の中にあってそれとは明らかに異質な, 身分制の「飛び地」であり, そうであるからこそ天皇には人類普遍の人権は認められずその身分に即した特権と義務のみがあるという考え方*4からすれば, 皇室行事について政教分離原則を単純に当てはめてよいかは一考を要するところです。

すみません, 次の講義があるので, 残りについてのご回答は次の機会にさせていただいてもよいですか?

A: はい。大嘗祭についても, 教えていただいたことを踏まえて, 宗教性の強さと費用が公費から出されることの問題点を中心に考えてみます。ありがとうございました。

*1: これらは, 1947年5月1日に公布された「皇室令及附属法令廃止ノ件」(昭和22年皇室令第12号)により, 日本国憲法及び現皇室典範が施行される前日の同年5月2日限り廃止されている。

*2: 2014年の衆議院選挙の無効を求めた訴訟の最高裁判決である最大判平成27年11月25日民集69巻7号2035頁及び同日に言い渡された最大判平成27年11月25日民集251号55頁における千葉勝美裁判官の補足意見参照。「国会においては……当裁判所大法廷の判断を踏まえた制度の見直しについての検討が続けられており, 司法部と立法院とのそれぞれの機能, 役割を踏まえた緊張感を伴う相互作用が行われているといえよう。国家機構の基本となる選挙制度の大改革を目指し, 両者の間で, いわば実効性のあるキャッチボールが続いている状況にあ」という。もっとも, 筆者は, 選挙の平等の問題について, キャッチボールと呼ぶに値するほどに立法院の取り組みが十分なされているかは疑問があると考えている。

*3: 佐々木弘通「即位の礼・大嘗祭と政教分離の原則」別冊ジュリスト217号106~107ページ。

*4: 長谷部泰男「憲法(第7版)」(新世社, 2018年)124ページ。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第81回 東京高裁平成30年8月29日判決

(K社事件/労経速2380号3頁)

交代運転手としてバスに乗っている時間の労働時間該当性

労働法制特別委員会研修員 黄 英世 (71期)

1 事案の概要

本件は、バス会社であるY社の従業員であったA(原審の係属中に死亡したため、X1、X2及びX3(以下この3名を「X1ら」という)が承継)、X4及びX5が、Y社に対し、①出庫前及び帰庫後の作業に要した時間及び②交代運転手としてバスに乗っている時間がいずれも労働時間に当たるとして、それぞれ労働契約に基づき未払賃金及び付加金等の支払を求めた事案である。

原審(横浜地裁小田原支部平成30年3月23日判決)は、①について、点検作業等の各作業に要した時間を特定して時間外労働時間を認定し、②の交代運転手としてバスに乗っている時間は、労働契約上の役務の提供を義務付けられていたとは認められず労働時間には当たらないとし、認定した時間外労働時間に係る未払賃金は支払済みであるとして請求をいずれも棄却したため、X1ら及びX4(以下「Xら」という)が控訴した。

2 主な争点

交代運転手としてバスに乗っている時間の労働時間
該当性

3 裁判所の判断

控訴棄却(労働時間該当性を否定)。

(1) 仮眠自体が指揮命令とのXらの主張について

国土交通省自動車局の「貸切バス 交替運転者の配置基準(解説)」を引用して、「運転者が一人では運行距離等に上限があるため、…交代運転手を同乗させ…業務を行わせるために同乗させて

いる」のではないとし、厚生労働省労働基準局の「バス運転者の労働時間等の改善基準のポイント」によれば「非運転時間は…休憩時間であって労働時間ではない」とした上で、「Y社において、交代運転手はリクライニングシートで仮眠できる状態であり、飲食することも可能であ」って、労働から離れることが保障されているとし、「Y社が休憩や仮眠を指示したことによって、労働契約上の役務の提供が義務付けられたとはいえない」とした。

(2) ①運行業務を依頼するB社が利用客のアンケート結果に基づく評価をしているから評価を下げるような行動をしないよう指示命令され、②休憩場所や服装に自由がなかったとのXらの主張について

①については、証拠から認定できないとし、②については、「交代運転手の職務の性質上、休憩する場所がバス車内であることはやむを得」ず、「制服の上着を脱ぐことを許容して、可能な限り…指揮命令下から解放されるように配慮していた」とし、「休憩する場所がバス車内に限られ、制服の着用を義務付けられていたことをもって」役務の提供が義務付けられていたとはいえないとした。

(3) 乗客の要望・苦情に対応し運転手の補助をしていたとのXらの主張について

「深夜夜行バスであり、車内は消灯して多くの乗客は入眠していること」、「乗客に苦情や要望がある場合には、走行中の車内を歩いて交代運転手の席まで来るのではなく、サービスエリア等で停車している間に運転手又は交代運転手に伝えることが想定されている」から、「乗客の苦情や要望に対する対応を余儀なくされることがあったとしても、それは例外的な事態であると考えられ」、「道案内その他の運転手の補助を要する状況が生ずることを認めるに足りる的確な証拠はない」とし、

労働からの解放が保障されているとした。また、上記の「例外的な事態が生ずる可能性があるけれども、その一事をもって、不活動仮眠時間についても交代運転手が乗客への対応等の業務を行うことを本来予定されている時間であるとはいえず、使用者の指揮命令下に置かれていた」とはいえないとした。

(4) Y社支給の携帯電話を管理させられていたとのXらの主張について

「非常用に携帯電話を持たされていたものの、Y社からの着信がほとんどなく、「非常用に携帯電話を持たされていたことをもって、携帯電話に関して役務の提供が義務付けられていたとはいえない」とした。

(5) 以上の(1)ないし(4)からして、「交代運転手としてバスに乗っている時間は、労働契約上の役務の提供が義務付けられているとはいえず、労働基準法上の労働時間に当たらない」と判示した。

4 検討

- (1) 本判決は、不活動仮眠時間の労働時間該当性について、大星ビル管理事件判決（最高裁平成14年2月28日第一小法廷判決・民集56巻2号361頁）の判断枠組みを採用した原審を引用しており、同判決が踏襲されていることが確認できる。
- (2) 大星ビル管理事件判決は、「本件仮眠時間中、①労働契約に基づく義務として、仮眠室における待機と警報や電話等に対して直ちに相当の対応をすることを義務付けられているのであり」、「②その必要が生じることが皆無に等しいなど実質的に上記のような義務付けがされていないと認めることができるような事情も存しない」から、「労働からの

解放が保障されているとはいえず、労働契約上の役務の提供が義務付けられている」と判示しており、①労働契約上形式的に役務提供が義務付けられているか否か、②実質的に役務提供が義務付けられているか否かが考慮要素とされている。

本件では、交代運転手としてバスに乗っている時間、①労働契約上役務の提供は義務付けられておらず、②乗客への対応を余儀なくされることがあったとしてもそれは例外的な事態であり(i)、運転手の補助を要していたとの証拠はなく(ii)、非常用携帯電話への着信はほとんどなかった(iii)ことから、形式的にも実質的にも労働からの解放が保障されていると判断されたものと考えられる。

(3) 大星ビル管理事件判決の事実関係では、「ビルからの外出を原則として禁止され、仮眠室における在室や…必要な措置を執ること等が義務付けられ」ており、不活動仮眠時間における「場所」も考慮要素になるとも考えられる。

本件での「場所」は、走行中のバス車内であり、離れられないことは大星ビル管理事件と同様であるが、本判決は、バス車内に限られることをもって役務提供が義務付けられていたとはいえないとしている。このような判断の相違は、大星ビル管理事件では、仮眠室において在室し緊急時には迅速に必要な措置を執ることが義務付けられていたのに対して、本件では、上記(i)ないし(iii)のとおり相当の対応が義務付けられていない点にあると考えられる。そのため、不活動仮眠時間における「場所」は、結局のところ、上記①及び②の考慮要素に包含され、副次的考慮要素にとどまるものと考えられる（いわゆる場所的拘束性に関して同趣旨の参考文献として法曹時報56巻11号2703頁）。

東と弁往來

第67回 下田ひまわり基金法律事務所



事務所の打合せ室

会員 寺岡 俊 (65期)

2012年12月に弁護士登録し、東京弁護士会に入会。北千住パブリック法律事務所にて養成を受ける。2016年4月静岡県弁護士会に登録換え、下田ひまわり基金法律事務所にて勤務。2019年7月東京弁護士会に登録換え、現在に至る。

下田ひまわり基金法律事務所
(静岡県下田市)

1. はじめに

下田ひまわり基金法律事務所は、伊豆半島南部に位置する賀茂地区（下田市、及び、賀茂郡の5町である東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町）の弁護士過疎を解消すべく、2005年5月に開設されました。

私は、2012年に弁護士登録し、2016年3月まで東京弁護士会の都市型公設事務所である北千住パブリック法律事務所にて勤務した後、3年間、下田ひまわり基金法律事務所の5代目の所長として勤務しました。

2. 下田について

(1) 下田支部

下田市内に賀茂地区を管轄する裁判所と検察庁の支部があります。静岡地方・家庭裁判所下田支部には常駐の裁判官が1名います。また、同支部には下田簡易裁判所が併設されており、同じ裁判官が担当しています。静岡地方検察庁下田支部には副検事が1名常駐しています。

裁判官が1名しかいないため、民事合議事件は静岡地方裁判所沼津支部が、労働審判は静岡地方裁判所本庁が管轄することになります。執行事件については、不動産競売は沼津支部が、それ以外は下田支部が管轄しています。家事事件については、調停、訴訟を通して下田支部で行うことができますが、下田支部には調査官がないため、調査を要する事件については沼津支部の調査官が担当することになります。刑事事件についても合議事件や裁判員裁判は沼津支部が担当することになるほか、単独事件に相当する事件についても、事件の性質などによって捜査段階から静岡地方検察庁沼津支部が担当し、静岡地方裁判所沼津支部に

起訴がなされるという扱いとなっているようです。

賀茂地区において登録している弁護士は、合計6名です。法テラス下田法律事務所に2名の弁護士、そして、ひまわりの私と、任期のある弁護士が半数ですが、地元に着している弁護士も3名おり、いわゆる司法過疎地と呼ばれる地域の中では弁護士数は多い方だと思います。

(2) 地域の特徴

賀茂地区は静岡県でも特に高齢化が進む地域です。2019年4月1日現在の静岡県内の市町別高齢化率（人口に占める65歳以上の人口の割合）において、賀茂地区の1市5町がすべて10位以内に入り、静岡県全域の高齢化率が29.1%なのに対して、賀茂地区の内最も高齢化率の低い下田市でも41.2%、最も高い西伊豆町では49.0%となっています（県下一位）。この高齢化は今後さらに進んでいくものと考えられ、それに対する対応が賀茂地区全体の大きな課題となっています。

下田市までは伊豆急行線が通っているものの、単線で本数が少ない上、東海道沿線の熱海駅に出るまでに2時間近くを要し、交通の便は決して良くありません。ただ、海や四季折々の花など、賀茂地域は自然の観光資源が豊富で、一年を通して観光客が多く訪れます。特に、毎年5月に下田市において開催される黒船祭りから夏の海のシーズンにかけては、地域がにわかに活気づきます。

3. 事件の状況

(1) 事件の分野別の割合

受任事件は、民事事件（家事事件を含む）と債務整理事件が同程度あり、刑事事件が0～2件程度、そして、後見事件が10件強、行政事件等その他の事件

が数件あるといったところですが。地域の特色から、後見事件の数が多いほかは、事件の分野に偏りは少なく、都市型公設事務所勤務していたころに比べて、幅広い知識が要求されるという印象です。

(2) 民事、債務整理事件

民事事件については、多くは個人の方からの相談・依頼ですが、中小の企業からの相談・依頼も時折あります。事件の種類としては、離婚等の家事事件の割合が比較的多いという印象です。

債務整理事件については、支払不能ないし債務超過となつてから長期間を経てご相談にいらっしゃる方が多いように思います。これは、都市部と比較して、未だ司法アクセスが十分でないということの表れであろうと思います。

(3) 刑事事件

刑事事件については、下田支部管内の6名の弁護士が、2日間の待機日を持ち回りで受け持っています。待機している弁護士は、下田支部管内においてその日にあった当番弁護士派遣依頼に対応するほか、被疑者国選弁護人の指名・選任を受けることになります。

(4) 後見事件

先にご紹介した通り、賀茂地区は高齢化が進む地域であり、弁護士業務としても、後見業務の割合が高いといえます。私が赴任していたころの後見事件（保佐を含む）の手持ち件数は10件強程度でしたが、下田支部管内の他の弁護士は20件近く（時期によっては20件を超えて）を担当しているとのことで、高齢化の進行に伴い今後さらに大きくなる後見業務へのニーズを、弁護士のみで担うことは事実上不可能です。

このような情勢を受け、弁護士、司法書士等専門職と、行政の担当者、社会福祉協議会とで協議を重ね、市民後見制度を活用することによって賀茂地区の後見業務へのニーズを満たすべく仕組みを作りました。すなわち、上記専門職、行政職員、裁判所書記官等が講師となる市民後見人養成講座を毎年開講し、その受講者に社会福祉協議会の法人後見の後見業務を担

当してもらっています。社会福祉協議会には、市民後見人養成講座受講者に後見業務を担当してもらう前提で法人後見を引き受けてもらっており、従来弁護士や司法書士が引き受けていた案件を、社会福祉協議会に引き受けてもらっています。そうして経験を積んだ市民後見人養成講座受講者の中から、まさに市民後見人として、個人として後見人に選任される方があらわれることを目標としています。

4. おわりに

ひまわり基金法律事務所は、2000年以来、累計で118か所に設置されました。任期終了後に定着するなどによって、現在はその数は44となっています。今後も、ある程度、定着等によって数が減っていくことはあるかもしれませんが、地理的条件等によってどうしても定着に踏み切り難い場所もあり、ひまわり基金法律事務所がゼロになることはないと思定されます。

そして、私が赴任した下田もそうですが、ひまわり基金法律事務所がある地域は司法過疎地であり、ひまわり基金法律事務所が司法アクセスにおける重要な役割を担っていると思います。弁護士会として、意欲と能力ある弁護士を養成し、派遣することは、重要な使命であり続けたいと思います。

私は、下田ひまわり基金での任期を終え、古巣である北千住パブリック法律事務所に戻ってきました。今日まで、地方赴任をする弁護士の養成には、都市型公設事務所が中心的な役割を担ってきました。ここにおいて、今後は送り出す側として、司法過疎問題に取り組んでいきたいと思っています。

司法過疎地では、弁護士が少ない分、一人の弁護士の肩にかかる期待や責任も大きく、プレッシャーが大きいですが、その分、やりがいがあります。私は、下田で経験を積むことができて本当に良かったと思っています。これを読んで下さったみなさまに、司法過疎問題について少しでも関心を持ってもらえたら幸いです。



伊豆急下田駅



下田公園から望んだ下田市街



下田港

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

26期(1972/昭和47年)

第一次オイルショック直後の後期修習



会員 鈴木 利治 (26期)

私が修習したのは1972年から1974年の2年間で、半世紀近く昔のことになった。

修習終了のことを先に取り上げるのは、順序が逆のようであるが、26期の終了式は、交通ストで中止となった記憶が焼き付いている。念のため、調べたところ、修習終了の日は、1974年4月11日、国鉄（争議行為が禁止されていた）を含む交通機関（列車、バス、タクシー、飛行機）でストライキが実施されていた。国鉄が分割民営化されJR各社になったのが、1987年4月で既に、32年も前のことである。今昔の感を免れない。

前期修習は、前年にできた湯島の研修所での修習であったが、7月で暑くなったときにも冷房が入らず、「冷房設備が調っていない」と説明され、窓を開け風を入れてしのいだ記憶がある。電気代節約であったのかも知れない。

実務修習は福岡で、22名3班体制、裁判、検察を3班交互に実施し、弁護修習は最後に3班同時に実施された。福岡高・地裁は、平和台の地に移設・新築されたばかり（2018年10月六本松に移設された。家裁は独立庁舎）の新庁舎であったが、福岡高・地検は舞鶴の貫禄のある庁舎であった。なお、検察修習中、葉缶で日本酒に燗をつけることを習得した。福岡の同期とは、今でも年に数回同期会を開き旧交を温めている。

福岡は西鉄の路面電車が充実し、私も下宿先の箱崎から裁判所等に路面電車を通った。驚いたのは、揚げたての天ぷらが食べられる等、屋台が充実していること、毎日西鉄ライオンズの野球中継があることで

あった。裁判所の隣が西鉄の本拠地平和台球場であったが、裁判所から球場は見えないようになっていた。残念ながら、西鉄は数年前の八百長事件で主力投手を失ったこともあり3年続きの最下位で（1972年は47勝80敗3引分）、この年限り、西鉄は、姿を消した。私は、下宿が箱崎だったので、1972年12月福岡朝日国際マラソンで優勝したショーター選手の力走を筥崎宮付近で目の当たりにできた。実務修習では、裁判、検察、弁護の実務習得（といっても原型をとどめない起案の連続だった）の他、田主丸の葡萄狩り、長崎の三菱造船所、久留米のブリヂストン、北九州の新日鉄八幡製鉄所の見学等実務の習得以外の機会にも恵まれた。また、霧島での夏季合同研修に引き続き、奄美大島、徳之島、与論島に足を延ばしたことも忘れがたい思い出である。実務修習も終わりに近づいた1973年10月、石油輸出機構が原油価格を1バレル3.01ドルから5.12ドルへ約70%引き上げるといふ第一次オイルショックが発生し、トイレットペーパーや、当時専売だった食塩まで買い占められる事態になった。ちなみに、2019年10月28日午後のドバイ原油のスポット価格は1バレル62.3ドルであり、文字通り隔世の思いを禁じ得ない。

後期修習に戻ると、オイルショックの結果、前期修習に比較し、起案用紙の頁数が大幅に減少し、エネルギー節約のため太陽が出たら暖房しないということになり、前後期とも冷暖房に恵まれない、修習になった。今、振り返ると、激動の時期であるが、恵まれた、楽しい修習生活であった。

光と影を見た1年

会員 菅原 草子

1 はじめに

LIBRA1・2月号が発行される頃、私は弁護士になってちょうど1年を迎えている。そして、72期の後輩が入所しているだろう。大活躍だった「新人」という盾は、もう私を守ってはくれない。あっという間だなあ。良きタイミングでいただいたこの機会に、1年を振り返ってみたいと思う。

2 光と白と表の面

実は私は、大学院まで農学部にも所属し、白衣を着て食品化学の研究をしていた。かくかくしかじかで、本当に突然、未知の法律の世界に飛び込んでみた結構無謀な人間である。理由の一つは、「〇〇社の誰か」になるのではなく、「自分」としてたくさんの人にとってみたかったからだ。

幸いそれはまさに叶い始めている。毎日何人もの依頼者に会って話ができる。さらに、テレビ局や新聞社の方をはじめ、芸能人や作家など、異業種の方にも会う機会が多い。弁護士バッジを付けた瞬間、ついこの間まですれ違うこともできなかった人との、予想もしなかった出会いがあるのだ。なんて夢のある仕事だろうか。

そして、東京弁護士会には何千人もの大先輩たちがいる。委員会活動でも会派活動でも多種多様な先輩に会うことができ、一般企業内であつたら挨拶することも憚れる上司のような重鎮弁護士にも、直接お話を伺える。1年間で何百名の名刺をいただいただろうか。これまでの学生生活とは異なり、無数の人間が行き交う場所に所属しなくなってしまった今、人間好きな私としては、委員会も会派もありがたく楽しい場所である。一個人として、たくさんの人と接することができるのは、社名を背負っていない「弁護士」だからだ。新たな出会いで世界が広がるときは、俗世と離れ僧侶のごとく勉強した受験生活を乗り越えて良かったと、心から思える瞬間である。

3 影と黒と裏の方

こちらの世界に飛び込んだ理由のまた一つは、輝く金色のバッジを付けて高収入の高層ビルでキラキラした生活をしている人になりたい、という小学生みたいな単純なものだ。

さて、今の私。確かにバッジは光っている。新人だから。しかし毎日キラキラだなんて夢見すぎな話で、実際はどんな仕事よりも身も心もボロボロになる職業なのではないかと気付きつつある（気付きすぎたことはない）。弁護士はやはり戦わないといけない。法廷で、交渉ではもちろん、敵対関係とは限らない誰かとの会話も、自分の発言がいつどう影響するかわからないと思うと、もう息を抜ける時間などない。なんなら所内での先輩弁護士との会話だって緊張している。そして、そんな日々をどこまで耐えられるか、もはや365日が自分との戦いである。

その結果、私は強くなった。体力（というか気合）に磨きがかかり、睡眠時間が少ない日が続いても、栄養が偏った食事をしていても、倒れることなく皆勤賞である。そして、人間いい人ばかりじゃないと知った。東北でのんびり生きてきた競争嫌い警戒心ゼロの私には、東京の風は冷たく厳しいことが多く、めちゃくちゃに傷ついた結果、仕事とプライベートを切り分けて身も心も守る術を覚えた（細かく言えば覚えている最中である）。

4 おわりに

というように、光も影もある1年だった。正直、光なんてたまに訪れればラッキーで、前が見えない日の方が多かったかもしれない。それでも「弁護士」を捨てられず、なおも辛く苦しい道を選びがちなのはドMだろうか。今日もボロボロになりながら、いつかキラキラな高層ビル弁護士になる日を夢見ているのである。

『テイク・シェルター』

2011年／アメリカ／ジェフ・ニコルズ監督作品

STORM IN MY HEAD

会員 大津 理宇 (71期)

1 あらすじ

アメリカの田舎町、男（マイケル・シャノン）は、妻（ジェシカ・チャステイン）と幼い娘と3人で幸せに暮らしていた。男はある日、悪夢を見る。エンジンオイルのような雨が降り、巨大な竜巻が迫ってくる夢を。男は、その日から連日のように同じような悪夢に苛まれるようになる。しかも、悪夢の中では、エンジンオイルのような雨を浴びた人間が理性を失い、男と娘に襲い掛かってくるようになっていった。

男は、精神的な問題を疑う反面、自分の悪夢があまりにリアルなことから、悪夢のようなことが本当に起こるのではないかという不安に取りつかれていく。自宅の庭に使われていない竜巻用のシェルターがあったことを思い出した男は、周囲の反対を押し切り、シェルターの増改築を始める。異常とも思えるほどのシェルターに対する執着から、男は、徐々に周囲の住民から孤立するようになる。しかし、妻が男を見捨てることはなかった。

ある日の夜中、鳴り響くサイレンの音に男は目を覚ます。とうとうあの嵐が来たと考えた男は、妻と娘を連れてシェルターに駆け込む。どれくらい時間が経っただろうか、嵐に怯え、外に出ようとする男に妻は、シェルターの扉を開けるように促す。長い逡巡の末、男は意を決して扉を開ける。そこには、快晴の青空の下、風で倒れたバルコニーの椅子を直す住民がいるだけの、いつもどおりの平和な風景が広がっていた。男は精神科医の診断を受けることになり、医師からは、今後は、家族と離れて施設で本格的な治療を行うこと、その前に一度ゆっくり家族と休養をとることを告げられる。

男は家族とともにリゾート地のビーチで休養をとっていた。砂遊びをしていた娘が、海を見てふと手を止める。それに気が付いた男と妻が海の方を見ると、男が悪夢で見た巨大な竜巻が海上を覆いつくしていた。

2 結末の解釈

この結末は、一見すると男が本物の予言者であったことを示唆している。

しかし、男が悪夢で見る竜巻は、あくまで男の頭の中のイメージであると考えれば、ラストシーンもあくまで男の頭の中のイメージに過ぎないことになる。そうすると男は予言者でもなんでもない。

では、この結末にはどんな意味があるのか。様々な解釈ができると思うが、私は、この結末は、今後、男が妻と共に自分の不安と向き合っていくことができるという前向きな未来を示しているように思う。

男は、これまで悪夢への不安にあくまで一人で向き合ってきた。嵐は男の頭の中にしかないからだ。もちろん、男は、妻を愛し共に暮らしてきた。しかし、過去の悪夢に登場した「妻」をみると、男は、心の底では妻をあくまで他者としてとらえ、一線を引いていたように思える。それが、ラストシーンの「妻」をみると、男の理解者として悪夢の中に登場している。これは、男が、一連の出来事を通じて、妻に自分の不安を理解してもらえたと感じたことを表しているように思う。男は、孤独の中で自身の不安と向き合うということから解放されたのだ。

いわゆる災害パニック映画と期待してこの映画の視聴を始めたが、いい意味で期待を裏切られる映画だったという点で心に残る映画であった。



東京オリンピックのサーフィンのチケットは当たりませんでした。

会員 渡邊 孝太 (70期)

突然ですが、私は無趣味です。かと言って仕事が好きというわけではありませんが、いろいろと日々悩みながらそれなりに楽しく仕事させていただいています。

そんな無趣味な私ですが、夏になると海に出掛けてサーフィンをすることがあります。家にいても妻にエアコンの温度を下げさせてもらえず、海に入って涼むのが一番快適だからです。ですので、寒い冬にはもちろんサーフィンなんてしません。若い頃、1月か2月頃に九十九里の海でサーフィンをしました。あまりの水の冷たさに（かき氷を食べたときのような）頭痛を感じて懲りました。このような私ですので、サーフィンの腕前は「永遠のビギナー」と呼ばれるほどです。

若い頃と言えば、私がサーフィンを始めたのは20年以上前です。もちろんモテるために始めたのですが、たいしてモテませんでした。その頃は、海に入るとコワイサーファーのお兄さん達が多く、ぱっと見た限り、マジメそうなサーファーは私を除くと2、3名程度でした。ところが今や、爽やかなお兄さん達が逆に多くなり、コワなお兄さん達は少なくなったように感じます。やはり今年のオリンピックの競技種目に選ばれるほどなので、この調子でどんどん爽やかなスポーツになっていって欲しいものです。

ところで、サーフィンはとても危険なスポーツでもあります。そもそも遊泳禁止の区域で行うものなので当然と言えば当然ですが、私自身も一度や二度は死にそうな目に遭いました。例えば、荒れ気味の海に一人で入っていたところ、いつの間にか沖に流されてしまいました。そのときは、後ろにはテトラポットが積まれ、前からは大波が次々と押し寄せてきて、テトラポットに打ちつけられるか吸い込まれるかして死ぬのではないかと思っていました。ほかにも、もっと恐ろしいことがありました。

夏休みの終わりに高知の海に入っていたところ、私の海パンの右脚部分からクラゲが入り、左脚部分からクラゲが出ていきました。そのとき私は、右モモ内側と左右のモモの中間と左モモ内側をクラゲに刺しまくられたので、海上でひとり絶叫してしまいました。

そんなこんなで、私はかれこれ20年以上、細々とサーフィンを続けています。いままで色々な友人をサーフィンに連れていきましたが、皆さん長続きしないところを見てますと、途中で司法試験の勉強等のため一時中断していたことはありますが、私は比較的楽しくサーフィンさせていた

だっている気がします。そして、最近ではもっぱら家族と一緒に海に出掛けるため、妻にもボディボードをやらせるようになりました。妻はもともと体育嫌いの文系女子で運動神経



ゼロなのですが、なぜかボディボードはそれなりに楽しらしく、40代で始めたにもかかわらず、妻なりに大満足でボディボードをやっているようです。

そういえば、先ほど少しお話をしましたが、皆さんは今年のオリンピックのチケットは手に入れられましたか？ 私は、サーフィンなんてマイナーだから絶対当たると思ってチケットを申し込みましたが、全く当たりませんでした。とても寂しい気持ちになりましたが、これからも「永遠のビギナー」として楽しくサーフィンを続けていきたいです。

追悼

故 山近 道宣 会員 (16期)
2019年 3月 5日 逝去・82歳
1986年度東京弁護士会副会長



山近道宣弁護士を偲んで

会員 和田 一雄 (44期)

当事務所の先々代表であった山近道宣弁護士が、2019年3月5日に逝去された。

山近弁護士の印象を一言でいえば、「剣客商売」(池波正太郎著)の主人公の一人、秋山小兵衛である。山近弁護士も、小柄であり、タバコ好き、総銀髪、吸い込まれそうな大きな黒目、にこやかな顔、大きな声、耳が痛いことも話すが含まるところは何もない、時には子供っぽい面も見せる、見た目以上の大きな印象を与える人物であった。

山近弁護士は、根っからの仕事人であった。仕事中は無駄話をせずに集中。昼食も15分程度。裁判後はすぐに事務所に帰る。当然、期日報告もすぐに行なうし、次回期日提出予定の準備書面も速やかに着手する。勉強家でもあった。事務所内回覧の法律雑誌・書籍類のいたるところにラインマーカーが引かれていた。

さりとして、単に法律研究のみに執着するのではなく、常に「一般常識」を意識されていた。しかも、自分の考える一般常識が正しいかどうか意識的に検証されていた。私には「理論的に無理だな」と感じる主張であっても、一般常識に反しなければ「法解釈がおかしい」として、依頼者のために戦ったこともあった。このような姿勢から、依頼者の信頼は厚く、少々耳が痛い助言でも、依頼者は受け入れた。一緒に相談を受けていた際、私の説明に対して余り納得しなかった依頼者が、山近弁護士の一言で、安心した顔になったことがあった。私が落胆していると、「君が詳細に説明してくれたからだよ」と言いつつ、「このおかげだよ」と冗談めかして自身の銀髪を指さすこともあった。

山近弁護士は、さりげない気遣いのできる優しい人でもあった。忙しい時間の合間を縫って、よく

お酒に誘ってくださった。シーバスリーガルのダブルの水割りがお気に入り。タバコを煙らせながら、仕事中にはしない裏話やとりとめのない話をした。また、他の事務所の先輩弁護士や依頼者と一緒に飲む機会を作ってください、人とのつきあい方を身体で覚えさせてくれた。おかげで、引き継いだ依頼者との関係も良好に保つことができています。

山近弁護士の気遣いは、内輪に対してだけではない。顧問会社が集団訴訟を起こされたときのことであった。原告代理人が、尋問の途中で気分が悪くなり倒れた。相原告代理人は呆然として動くことができなかったが、被告代理人である山近弁護士がすぐに動いて介抱していた。「人として当然のこと」と言われていたが、あれほど素早く動けたのは、「気遣いの人」だからであろう。

ご逝去の連絡も山近弁護士らしいものであった。奥様からご連絡があったのは、2019年6月末。既に3か月近くも経過していた。手間をとらせるのは申し訳ないので皆には知らせないで欲しいとの山近弁護士の希望であったとのことであった。最期の連絡くらい気遣い無用なのにと考えたが、それも山近弁護士らしい。2019年3月に、山近弁護士の受勲の際に記念品としていただいた電波時計が壊れたのは、今思えば、別れの挨拶だったのかもしれない。

私も、私が入所当時の山近弁護士の年齢となり、顧問先から、山近弁護士に似てきたと言われることがある。薫陶を受けた私としては何よりの褒め言葉であり、非常にうれしい。

最後に、山近弁護士の温かいご指導に感謝をし、改めてお礼を申し上げ、心よりご冥福をお祈りする次第である。

「世界子どもの日」にあたっての会長談話

今日は「世界子どもの日」です。

1989年の今日、国連総会で子どもの権利条約が採択されました。子どもの権利条約は「30歳」になったのです。日本は少し遅れて1994年に子どもの権利条約を批准したので、今年から批准から満25年となります。

子どもの権利条約は、子どもたち一人ひとりが、差別されないこと、最善の利益が考慮されること、生命・生存・発達保障されること、意見を尊重されることを4つの柱としています。そして、網羅的・具体的に子どもに保障されるべき権利を規定し、それを保障するための施策の実現を各国に求めています。

しかし、現実には、世界中で多くの子どもたちが生きる権利さえ脅かされています。そして、子どもの人権が脅かされている現実は、決して遠い国の出来事ではありません。

いまこの瞬間にも、親から虐待を受けている子ども、学校でいじめられている子ども、貧困にあえいでいる子ども、犯罪の被害に遭っている子ども、障がいがあることや外国籍であることを理由として差別を受けている子どもなど、生きる権利や成長発達する権利が侵されている子どもたちがいます。

この世に生を受けた以上、どの子どもにも等しく、人権・

権利が保障されなければなりません。

ところが、日本政府は、国連から繰り返し子どもの権利条約に反する施策が多いと勧告を受けているのに、遅々として制度改善に取り組まず、逆に、少年法の適用年齢引き下げなど、子どもの権利保障に逆行する施策を進めようとしているのは悲しいことです。

世界には、子どもの権利を守るための代理人として、公費で弁護士を選任できる制度がある国もあります。我が国でも、子ども自身が自分の権利を守るために、公費で弁護士を依頼する権利が保障されるべきです。さらには、近時、児童相談所や学校で弁護士の活動が期待されるようになってきており、その期待に応える対応をしたいと考えております。

私たち弁護士は、すべての子どもの権利が保障されるよう、個々の事件で力を尽くすことはもちろん、法律や制度の改善のためにも努力するとともに、社会のあらゆる場面で子どもの人権の守り手として活動できるよう、子どもの人権に精通した弁護士の養成を含め、尽力していききたいと思います。

2019(令和元)年11月20日
東京弁護士会会長 篠塚 力

法律学

『現代社会と法原理 新版』河見誠/成文堂

外国法

『入門中国法』田中信行/弘文堂
 『中国夢の法治』但見亮/成文堂
 『概説GDPR 世界を揺るがす個人情報保護制度』小向太郎/NTT出版
 『図解中国ビジネス税法 第5版』太陽グラントン・アドバイザーズ株式会社/税務経理協会
 『米国会社法の実務Q&A デラウェア州会社法に基づく設立・運営』竹田公子/中央経済社
 『中国の捜査法』何琳/成文堂
 『アメリカ民事訴訟法の研究』椎橋邦雄/信山社
 『米国連邦商標願ガイドライン』井手久美子/経済産業調査会
 『EU性差別禁止法理の展開』黒岩容子/日本評論社
 『規範の逆転 フランス労働法改革と日本』野田進/日本評論社

憲法

『国家・公共の福祉・基本権』Isensee, Josef/弘文堂
 『「プロセス」による自由の追求「プライバシー」をめぐる裁判所の憲法解釈の正当性』阿部純子/敬文堂
 『合法性と正当性』岩間昭道/尚学社
 『トピックからはじめる統治制度 第2版 憲法を考える』笹田栄司/有斐閣
 『自衛隊の変貌と平和憲法 脱専守防衛化の実態』飯島滋明/現代人文社
 『人権としての平和 平和的生存権の思想研究』後藤光男/成文堂
 『個人情報保護法制』宇賀克也/有斐閣
 『部落差別解消推進法を学ぶ』奥田均/解放出版社

行政法

『公文書管理』日本弁護士連合会法律サービス展開本部/明石書店
 『先端・ハイブリッド行政法』田村泰俊/八千代出版
 『行政書士法コンメンタール 新10版』兼子仁/北樹出版
 『客観訴訟制度の存在理由』山岸敬子/信山社
 『都市再開発法解説 改訂8版』都市再開発法制研究会/大成出版社
 『プロのための建築法規ハンドブック 5訂版』建築規定運用研究会/ぎょうせい
 『建築瑕疵の法律と実務』岩島秀樹/日本加除出版
 『先例・通知に学ぶ大規模災害への自主的対応術』室崎益輝/第一法規

税法

『個人の税務相談事例500選 令和元年版』福居英雄/納税協会連合会
 『設例から考える国際租税法』藤本哲也/中央経済社
 『新税理士法 5訂版』日本税理士会連合会/税務経理協会

『実務に役立つ租税基本判例精選100』林仲宣/税務経理協会
 『図解・業務別会社の税金実務必携 令和元年版』溝端浩人/清文社
 『図解国税通則法 令和元年版』黒坂昭一/大蔵財務協会
 『法人税法 令和元年度版』渡辺淑夫/中央経済社
 『図解組織再編税制 令和元年版』中村慈美/大蔵財務協会
 『キャッチアップ外国人労働者の税務 改正入管法対応』酒井克彦/ぎょうせい
 『源泉所得税の実務 令和元年版』後藤加寿弥/納税協会連合会
 『個人の外国税額控除パーフェクトガイド』廣瀬壮一/中央経済社
 『詳細相続税 8訂版 資料収集・財産評価・申告書作成の実務』岩下忠吾/日本法令
 『成功する事業承継Q&A150 令和元年8月改訂 遺言書・遺留分の民法改正から自社株対策、法人・個人の納税猶予まで徹底解説』坪多晶子/清文社
 『タイムリミットで考える相続税対策実践ハンドブック 令和元年9月改訂』山本和義/清文社
 『弁護士のための財産承継における税務問題の基礎』リード総合法律会計事務所/第一法規
 『弁護士の業務に役立つ相続税 改訂2版』遠藤常二郎/三協法規出版
 『徹底比較！個人版事業承継税制・小規模宅地特例の活用マニュアル』今仲清/ぎょうせい
 『図解・表解小規模宅地等の特例判定チェックポイント』天池健治/中央経済社
 『印紙税の実務対応』小林幸夫/税務経理協会
 『業種別文書実例から学ぶ印紙税の課否判断と実務対応』佐藤明弘/税務研究会出版局
 『建設業のための消費税Q&A 新版 新旧税率の適用判断からインボイス対応まで』金井恵美子/建設産業経理研究機構

地方自治法

『自治体徴収職員のための債権差押えの実務 債権法新時代への対応』吉国智彦/第一法規
 『憲法の中の自治、自治の中の憲法』日本地方自治学会/敬文堂
 『Q&Aでわかる業種別法務 自治体』幸田宏/中央経済社

民法

『評伝法学博士星野通先生 ある進歩的民法・民法典研究者の学者人生』川東輝弘/日本評論社
 『物権変動の法的構造』大場浩之/成文堂
 『すぐに役立つ最新建築基準法と私道・境界・日照権の法律とトラブル解決法』三修社
 『Q&A道路の実務百科 公道・私道の法律実務から境界調査の仕方および評価手法まで』広瀬千晃/プログレス
 『非占有動産担保の競合』清水裕一郎/九州大学出版会
 『実務にすぐ役立つ改正債権法・相続法コンパクトガイド』福原竜一/ぎょうせい
 『取引基本契約書の作成と審査の実務』滝川宣信/民事法研究会

『契約類型別債権法改正に伴う契約書レビューの実務』滝球磨/商事法務
 『住宅建築トラブル相談ハンドブック 改訂版』岡田修一/新日本法規出版
 『住宅会社のための建築工事請負契約約款モデル条項の解説 改正民法対応』秋野卓生/日本加除出版
 『無断離婚対応マニュアル 外国人支援のための実務と課題』協議離婚問題研究会/日本加除出版
 『終活にまつわる法律相談 3訂 遺言・相続・相続税』安達敏男/日本加除出版
 『ケース別法定相続情報証明制度書類作成のポイント』日本司法書士会連合会/新日本法規出版
 『法律家のための相続預貯金をめぐる実務』本橋総合法律事務所/新日本法規出版
 『法務と税務のプロのための改正相続法徹底ガイド 令和元年施行対応版』松嶋隆弘/ぎょうせい
 『相続・贈与と生命保険をめぐるトラブル予防・対応の手引』中込一洋/新日本法規出版
 『クライアントのための財産管理と相続の基礎知識』中田義直/大蔵財務協会
 『改正相続法と家庭裁判所の実務』片岡武/日本加除出版
 『賃貸住居の法律Q&A 6訂版』東京弁護士会易水会/住宅新報出版
 『今こそ使おう「定期」借家契約』定期借家研究会/中央経済社
 『読解不動産登記Q&A 5訂版 実務に役立つ登記簿・公図から権利証までの読み方』飯川洋一/清文社
 『集中講義不動産登記法 第3版補訂版』斎藤隆夫/成文堂
 『元登記官からみた抹消登記のポイント』青木登/新日本法規出版
 『弁護士が答える民事信託Q&A100』大阪弁護士会/日本加除出版
 『民事信託の基礎と実務』東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会/ぎょうせい
 『現場・損傷写真でわかる物損事故事件における立証から解決まで』高島希之/第一法規

商事法

『法律英語とガバナンス』長谷川俊明/第一法規
 『起業の法務 新規ビジネス設計のケースメソッド』TMI総合法律事務所/商事法務
 『監査報告書の指摘事項と改善提案』藤井範彰/同文館出版
 『海外子会社リーガルリスク管理の実務』ペーカー&マッケンジー法律事務所/中央経済社
 『事例でわかる不正・不祥事防止のための内部監査』樋口達/中央経済社
 『役員報酬・指名戦略』村中靖/日本経済新聞出版社
 『会社法改正後の新しい株主総会実務 電子提供制度の創設等を踏まえて』伊藤広樹/中央経済社
 『最新組織再編の法律・会計・税務ハンドブック 8訂版 合併・買収、会社分割、事業譲渡、株式交換・移転』山田コンサルティンググループ株式会社/日本法令
 『国際企業保険入門』声原一郎/中央経済社

刑 法

『大コンメンタール刑法 第3版 第230条～第245条』大塚仁／青林書院
『先端刑法総論 現代刑法の理論と実務』松宮孝明／日本評論社
『図表で明快！ 擬律判断ここが境界』岡本貴幸／東京法令出版

司法制度・司法行政

『憲法判例と裁判官の視線』千葉勝美／有斐閣
『九州における裁判所支部・簡裁の実情 第10回 2019年6月29日』九州弁護士会連合会
『司法改革に関する連絡協議会』
『条解弁護士法 第5版』日本弁護士連合会調査室／弘文堂
『弁護士に学ぶ！ 交渉のゴールデンルール 第2版』奥山倫行／民事法研究会

訴訟手続法

『新民事訴訟法』新堂幸司／弘文堂
『裁判上の各種目録記載例集 改訂版 当事者目録、物件目録、請求債権目録、差押・仮差押債権目録等』佐藤裕義／新日本法規出版
『若手法律家のための民事尋問戦略』中村真／学陽書房
『書式支払督促の実務 全訂10版』園部厚／民事法研究会
『条解民事執行法』伊藤真／弘文堂
『離婚調停・離婚訴訟 3訂版』秋武憲一／青林書院
『家事法の理論・実務・判例 3』道垣内弘人／勁草書房
『刑事訴訟法の思考プロセス』斎藤司／日本評論社
『情状弁護 Advance』現代人文社
『被疑者取調べへの憲法的規制』安部祥太／日本評論社
『無実の死刑囚 増補改訂版 三鷹事件竹内景助』高見澤昭治／日本評論社
『裁判員裁判と裁判官』島田一／司法研修所

経済産業法

『ロボット法』平野晋／弘文堂
『データ取引の契約実務』福岡真之介／商事法務
『海外エネルギープロジェクトの契約実務 PPA, EPC, ファイナンス等主要契約を網羅』渥美坂井法律事務所／中央経済社
『ふくしま原子力災害からの複線型復興』丹波史紀／ミネルヴァ書房
『建設業経営事項審査制度の実務と究極的評判アップ対策』経営コンサルタント百合岡崎幸事務所／日本法令
『建設業法遵守の手引 改訂9版』建設業適正取引推進機構
『有価証券報告書の記載事例の分析』清水誠／商事法務
『人事デューデリジェンスの実務 第3版』マーサージャパン／中央経済社
『上場株式取引の法務 第2版』森・浜田松本法律事務所／中央経済社
『M&A実務ハンドブック 第8版 会計・税務・企業評価と買収契約の進め方』鈴木義行／中

央経済社

『M&Aと統合プロセス人事労務ガイドブック』佐藤広一／労働新聞社
『投資信託の法務と実務 第5版』野村アセットマネジメント株式会社／金融財政事情研究会
『消費者相談マニュアル 第4版』東京弁護士会消費者問題特別委員会／商事法務
『マネロン・テロ資金供与リスクと金融機関の実務対応 第2版』今野雅司／中央経済社
『詳説犯罪収益移転防止法・外為法 第4版』中崎隆／中央経済社
『金融ADRの現状と将来 東京弁護士会紛争解決センター20周年記念シンポジウム』東京弁護士会紛争解決センター／東京弁護士会紛争解決センター
『Q&A 外国人との共生社会における金融実務』虎門中央法律事務所／金融財政事情研究会

知的財産法

『共同研究開発契約の法務』重富貴光／中央経済社
『テーマ別重要特許判例解説 第3版』創英IPラボ／日本評論社
『剽窃論』南馨斗／日本評論社
『判例でみる音楽著作権訴訟の論点80講』田中豊／日本評論社
『著作権トラブル解決実務ハンドブック』三山裕三／青林書院
『CRIC60年のあゆみ』著作権情報センター

農 事 法

『農地法講義』宮崎直己／大成出版社

労 働 法

『労務インデックス』渡辺岳／税務研究会出版局
『ウォッチング労働法 第4版』土田道夫／有斐閣
『詳解労働法』水町勇一郎／東京大学出版会
『労働法実務大系 第2版』岩出誠／民事法研究会
『「尊厳ある社会」に向けた法の貢献 社会法とジェンダー法の協働』島田陽一／旬報社
『社員の問題行為への適正な対応がわかる本』牛嶋勉／第一法規
『働き方改革関連法の解説と実務対応 1 労働時間編』労働調査会／全国労働基準関係団体連合会
『あましましとQ&Aでわかるハラスメント対策』大橋さやか／金融財政事情研究会
『改正女性活躍推進法等と各種ハラスメント対応 2019年法改正対応』布施直春／産労総合研究所出版部経営書院
『事例で学ぶパワハラ防止・対応の実務解説とQ&A 2019年5月成立のパワハラ対策法に対応！』村本浩／労働新聞社
『懲戒処分の基本と実務』石寄信憲／中央経済社

社会 保 障 法

『変わる福祉社会の論点 第2版』増田幸弘／信山社
『高齢者の生活困難と養護老人ホーム』河合克義／法律文化社

『Q&A 高齢者施設・事業所の法律相談 改訂版』介護事業法務研究会／日本加除出版
『事例詳細介護現場における虐待・事故の予防と対応』松宮良典／日本加除出版
『すぐに役立つ入門図解最新介護保険くサービス・費用と介護施設のしくみと手続き』三修社
『ICFを活用した介護過程と個別支援計画 高齢者・障害者の意思決定支援と本人中心型の計画づくり』大阪障害者センター／かもがわ出版
『生活保護手帳別冊問答集 2019年度版』中央法規出版
『生活保護手帳 2019年度版』中央法規出版
『教育・福祉関係者のための児童虐待と障害者虐待 基礎編』島治伸／シアース教育新社
『児童虐待の司法判断』林弘正／成文堂
『発達性トラウマ障害のすべて』杉山登志郎／日本評論社
『学校を長期欠席する子どもたち』保坂亨／明石書店
『超解年金法』高木隆司／日本法令

医 事 法

『医療事件の実務 (DVD) その1 調査編』木下正一郎／東京法律相談運営連絡協議会
『クリニックの個別指導・監査対応マニュアル』医業経営研鑽会／日本法令
『病医院の引き継ぎ方・終わらせ方が気になったら最初に読む本』医業経営研鑽会／日本法令

環 境 法

『リサイクルの法と実例』小賀野晶一／三協法規出版

国 際 法

『難民問題と国際法制度の動態』川村真理／信山社
『EUとは何か 第3版』中村民雄／信山社
『国連総会の葛藤と創造 国連の組織、財政、交渉』若谷暢子／信山社
『国際ビジネス契約の基本・文例・交渉』樋口一磨／日本加除出版
『移民受け入れと社会的統合のリアリティ 現代日本における移民の階層的地位と社会学的課題』是川夕／勁草書房
『移民がやってきた アジアの少数民族、日本での物語』山村淳平／現代人文社
『最新入管法・外国人雇用の法律しくみと手続き』服部真和／三修社
『外国人労働者の採用・雇用をめぐる実務相談Q&A』若松絵里／清文社
『フローチャートでわかる新在留資格にもとづく外国人材の受け入れと活用 改正入管法対応2019』PAL 総合行政書士法人／第一法規
『外国人の法律相談Q&A 第4次改訂版 法的ポイントから実務対応まで』第一東京弁護士会人権擁護委員会／ぎょうせい

そ の 他

『日本人は右傾化したのか データ分析で実像を読み解く』田辺俊介／勁草書房
『現代用語の基礎知識 2020』自由国民社／自由国民社

合併号！



東京弁護士会のソーシャルメディア公式アカウント

ツイッター



@TobenMedia

フェイスブック



@toben.kohou